す事項

に關する法律問題を審理裁判所に於ける抗告の申立なしにて査閲することを得。下級裁判所にて與へたる却下せる又は修正せる說示か被告人の實體的權利に影響を及ほせる場合に於ては假令下級裁判所に於て之に關する異議の申立のなかりし場合と雖も上級裁判所は其說示を査閲することを得。

第一二六〇條　裁判所は上訴されたる判決又は命令を破棄確認又は修正することを得。且つ其判決又は命令後の手續又は之に附隨せる手續の一又は全部を破棄確認又は修正することを得。又適當ならは其再審を命することを得。

第一二六一條　再審を命する場合に於ては上訴されたる郡の裁判所にて再審をなすことを命す可し。

第一二六二條　再審を命せすして被告人敗訴の判決を破棄せるときは上訴裁判所は被告人收監中ならは其釋放を命し保釋中ならは保釋保證を解き保釋保證の代はりに現金供託中ならは之を被告人に拂戻すことを命す可し。

第一二六三條　被告人敗訴の判決を確認せるときは原判決を實行す可し。

第一二六四條　上訴裁判所の判決を下せるときは之を帳簿に記入し其記事の謄本に判決理由の寫を添付し上訴されたる裁判所の書記に直ちに之を送付す可し。

第一二六五條　上訴裁判所は、判決の謄本を下級裁判所に送付せる後は、最早其上訴又は之に關する手續を管轄せす。判決執行上必要なる命令は謄本を送られたる裁判所にて悉く之をなす可し。

第一〇章　雜　則

第一節　保　釋

第一款　被告人は如何なる場合に保釋を許さるるか

第一二六八條　保釋の許容は

保釋の上被告人を事實上の收監より釋放する管轄裁判所又はマジストレートの命令なり。

第一二六九條　保釋保證を取ることは

管轄裁判所又はマジストレートか被告人か保證條件通り出頭すること出頭せさるときは保釋保證人は本州人民に指定金額を拂ふことを保證せる完全なる保證書を受理すること

より成立す。

第一二六九條a（一九二九年五月挿入）　保釋金額を定むる管轄裁判所又はマジストレートの命令書の

なき限り、且つ保釋保證書を承認する管轄裁判所又はマジストレートの命令書に基きて保釋保證書を入れさる限り、重罪事件の被告人の保釋を許し其放監より之を釋放することを得す。此命令書は管轄裁判所又はマジストレート之に署名し且つ被告人を釋放する前に被告人を收監せる官吏に之を渡す可し。此保證書及ひ命令は被告人釋放後相當期間内に之を被告事件の繫屬せる裁判所に差出す可し。玆に規定せる以外の方法にて重罪事件の被告人の保釋を許し其收監を解ける官吏は之を輕罪に處す。

第一二七〇條　有罪の證據明らかなるか又は其推定の有力なる場合に於ては死刑に處す可き犯罪の被告人に保釋を許すことを得す。大陪審員の起訴は證據又は之より生する推定の强味を增すものに非らす。

第一二七一條　他の犯罪の場合に於ては其有罪決定（譯者註、備考參照のこと）せる後上訴せる被告人して之に保釋を許すことを得。

第一二七二條　死刑に處す可らさる罪を犯せしと決定（譯者註、備考參照のこと）せる後上訴せる被告人の保釋は左の通り之を許すことを得。

一、罰金のみを課する判決に對して上訴する場合に於ては其權利として

二、禁錮に處する判決に對して上訴する場合に於ては其罪か輕罪ならは其權利として

三、他の各場合に於ては裁判所の自由裁量を以て

第一二七三條　保釋を許し得る犯罪の場合に於ては左の通り被告人の保釋を許すことを得。

○有罪決定前

第一、答の爲め收監する前。訊問の際マジストレートの許に出頭することを保證せる上

第二、訊問後答の爲め被告人を收監せるとき。マジストレートより訊問調書顚末書を送付す可き裁判所に出頭することを保證せる上

第三、起訴後ベンチ逮捕狀を發する前、若しくは被告人を收監する又は保釋保證金額を增額する裁判所の命令を下せるとき若しくは起訴せる又は移送されたる（他の裁判所に移送の場合）裁判所にて起訴狀に答ふる爲め保釋保證人か被告人を裁判所に引渡せるとき

○有罪決定後上訴せる上

第一、罰金のみを課する判決に對して上訴せる場合に於ては、下級裁判所の判決を確認又は修正又は上訴を棄却するときは其罪金又は裁判所の命する其一部分を拂ふことを保證せる上

第二、禁錮の判決を下せる場合に於て其判決を確認又は修正又は上訴を棄却するときは判決の執行を受くる爲め自から出頭すること判決を破棄し再審に付するときは再審を行ふ裁判所に出頭し其命令其令狀呼出狀に從ふことを保證せる上

第一二七四條　自由裁量を以て保釋の許否を決し得る場合に於ては保釋を申請されたる裁判所又は官吏は

相當の通知を其郡の檢事正に送ることを命す可し。

第一二七五條（一九二七年五月挿入）　保釋金額を決定する際判事又はマジストレートは被告事件か重大事件なるや否や被告人か前科を有するや否や其事件の審問又は審理の際被告人出頭の見込のあるや否やを參照す可し。其作成の爲め拂はれ與へられなされ又は約束されたる約因、誓約、擔保、供託金、賠償保證の何れの部分も被告人か兇惡の手段を以て得たるものに非らさること（譯者註、脅迫して保證書に判を付かしたものてなきこと、盜んた金を供託したものてなきこと等）か明白とならさる限り、判事又はマジストレートは保釋保證書を受理することを得す。

第二款　起訴前答の爲め收監されたる場合の保釋

第一二七七條　犯罪の訊問に答へしむる爲め被告人を收監せる場合に於ては被告人を收監せるマジストレート又は人身保護令狀を發する權限を有するマジストレートは其保釋を許すことを得。

第一二七八條　保釋保證は完全なる保證人二人の作成し（被告人を加ふるや否やはマジストレートの任意なり）裁判所又はマジストレートの前にて承認せる大要左の書式の保證書を以てす。

紀元……年……月……日……郡（又は其場合に應して……）治安判事ABか……（簡單に犯罪の性質を揭けて）の被疑事件に對して答をなさしむる爲めCDを收監する命令を下し且つ……弗の金額を以て之を保釋に付することを許せる故吾々EF及ひgh（其住所職業を揭く）は

CD自から絕えす其裁判所の命令及ひ令狀召喚狀に服從すること、及ひ

有罪と決するときは判決を受くる爲め出頭し且つ其執行を受くること

若し被告人か此等條件の一を履行せさるときは吾々は……弗（被告人に保釋を許せる金額を插入す）の金額をカリホルニア州の人民に拂ふこと

を茲に保證す。

第一二七八條（一九二七年五月改正）　保釋保證は完全なる保證人二人の作成し（被告人を加ふるや否やはマジストレートの任意なり）裁判所又はマジストレートの前にて承認せる大要左の書式の保證書を以てす。

紀元……年……月……日……郡（又は其場合に應して）治安判事……か……（簡單に犯罪の性質を揭けて）の被疑事件に對して答をなさしむる爲め……を收監する命令を下し且つ……弗の金額を以て之を保釋に付することを許せる故吾々……及ひ……（其住所職業を揭く）は

何れの裁判所にて之を訴追することも前記……は出頭して前記被疑事件に對する答をなすこと及

……自から絶えず其裁判所の命令及ひ令状召喚状に服従すること、及ひ
有罪と決するときは判決を受くる爲め出頭し且つ其執行を受くること
若し被告人か此等條件の一を履行せさるときは吾々は……弗（被告人に保釋を許せる金額を挿入す）の金額をカリホルニア州の人民に拂ふこと
を茲に保證す。裁判所か此保證金の沒收を命するときは茲に掲くる箇々の保證金額に關して前記……
……（保證人の名を掲けて及ひ被告人も保證人の一人ならは被告人）に對して刑法第一三〇五條第一三〇六條に規定する通りの判決を直ちに略式に宣告し且つ之を記入することを得。

第一二七九條　保釋保證人の資格左の如し。

一、各保釋保證人は州内の住人、家屋所有者又は不動産所有者たることを要す。裁判所又はマジストレートとは其郡の住人に非らさる人を保釋保證人とすることを許ささることを得。

二、保釋保證人は何れも差押ふることを得さる財産以外に保釋保證書に掲くる金額に値する財産を所有することを要す。但し保證人各自の財産は保證書に掲くる金額に達せすとも其財産の合計額か保證書に掲くる金額に達するときは裁判所又はマジストレートとは個々別々に其財産を有することを證明せしめて之を許可することを得。

第一二八〇條　保釋保證人は何れの場合に於ても各自前條に掲くる資格を有することをマジストレートの前にて作成せる宣誓文書を以て證明す可し。マジストレートは保釋保證人を宣誓せしめたる上保釋保證人か果して充分の資力を有するや否やを適當と認むる方法を以て更に取調ふることを得。

第一二八〇條a（一九二三年五月挿入）　保釋保證人か資格を有することの證明に關する宣誓文書は總へて保釋保證人の所有せる不動産の表示を之に記載す可し。其各自か前條に掲くる資格を有することを示す爲め不動産の表示を之に記載す可し。又宣誓者の知れる此不動産上の負擔全部を之に掲く可し。又宣誓文書日付前一年以内に其保釋保證人か宣誓せる保證書（若しあらは）の數を之に掲く可し。

第一二八〇條b（一九二三年五月挿入）　判事又はマジストレートは保釋保證人か資力證明に關する宣誓文書を提出したる後二十四時間以内に直接又は郵便を以て之を郡書記に差出す可き

義務を有す。郡書記は斯る宣誓文書を差出せる人の名簿を保管し居り同一保釋保證人か保釋保證に關する宣誓文書を一ヶ年以内に差出せし回數を之に記載し置く可し。

第一二八一條　保釋を許し保證書を作成提出するときはマジストレートは
若し被告人收監中ならは
之を釋放する命令を作成し之に署名す可し。此命令書を相當官吏に渡すときは被告人は釋放さる可し。
第一二八一條（一九二七年五月改正）　保釋を許し保證書を作成承認するときはマジストレートは
若し被告人收監中ならは
之を釋放する命令を作成し之に署名す可し。此命令書を相當官吏に渡すときは被告人は釋放さる可し。
第一二八一條a（一九二五年五月挿入）　重罪犯人に關する刑事訴訟の繫屬せる郡内の都市裁判所の判事は其事件に關する保釋保證人の保證資力を有することを證明せしめ之を承認し且つ被告人釋放の命令を下すことを得。此命令は被告人を收監せる官吏に被告人を釋放する權限を與ふるものなり。

第三款　起訴後有罪決定（譯者註、備考參照）

前の保釋

第一二八四條　死刑に處す可き罪に非らさる場合に於てはベンチ逮捕狀を執行せる官吏は若し求めらるるときは保釋に付する目的を以て被告人を其ベンチ逮捕狀を發せる郡のマジストレートの前に引致す可し。

第一二八五條　死刑に處す可き犯罪の場合に於ては被告人を逮捕せる官吏はベンチ逮捕狀の命する所に從つて之を收監に渡す（譯者註、執行官に引渡して郡獄に收監すること）可し。

第一二八六條　斯く被告人を收監する場合に於ては人身保護令狀に基きて訊問の上其保釋を許さる限り執行官之を收監す可し。

第一二八七條　保釋保證は完全なる保證人二人の作成し（被告人を加ふるや否やは裁判所又はマジストレートの任意なり）裁判所又はマジストレートの前にて承認せる大要左の書式の保證書たる可し。

紀元……年……月……日……郡の郡裁判所（高等裁判所）にて……（總括的に之を揭けて）の罪を犯せるものとしてABを起訴し且つ之に……弗の金額の保釋を許せる故……（其住所職業を揭く）の吾々CD及ひEFは

何れの裁判所にて之を訴追するとも前記ABは出頭して前記起訴狀に對する答をなすこと、及ひ

AB自から絕えす其裁判所の命令及ひ令狀召喚狀に服從すること、及ひ

有罪と決するときは判決を受くる爲め出頭し且つ其執行を受くること

若し被告人か此等條件の一を履行せさるときは吾々は……弗（被告人に保釋を許せる金額を挿入す）の金額をカリホルニア州の人民に拂ふこと

を茲に保證す。

第一二八七條（一九二七年五月改正）　保釋保證は完全なる保證人二人の作成し（被告人を加ふるや否やは裁判所又はマジストレートの任意なり）裁判所又はマジストレートの前にて承認せる大要左の書式の保證書たる可し。

紀元……年……月……日……郡の高等裁判所にて……（總括的に之を掲けて）の罪を犯せるものとして……を起訴し且つ之に……弗の金額の保釋を許せる故……（其住所職業を掲く）の吾々……及ひ……は

何れの裁判所にて之を訴追するとも前記……は出頭して前記起訴狀に對する答をなすこと、及ひ……自から絶えす其裁判所の命令及ひ令狀召喚狀に服從すること、及ひ有罪と決するときは判決を受くる爲め出頭し且つ其執行を受くること

若し被告人か此等條件の一を履行せさるときは吾々は……弗（被告人に保釋を許せる金額を挿入す）の金額をカリホルニア州の人民に拂ふこと

を茲に保證す。裁判所か此保證金の沒收を命するときは茲に掲くる個々の保證金額に關して前記……（保證人の名を掲けて、及ひ被告人を保證人の一人ならは被告人）に對して刑法第一三〇五條第一三〇六條に規定する通りの判決を直ちに略式に宣告し且つ之を記入することを得。

第一二八八條　起訴以前の保釋に關する第一二七九條第一二八〇條第一二八一條の規定は起訴以後の保釋に之を適用す。

第一二八九條（一九二七年五月改正）　起訴以前の保釋に關する第一二七九條第一二八〇條第一二八一條の規定は起訴以後の保釋に之を適用す。

第一二八九條　大陪審員の起訴又は檢事正の通告手續後被告人に保釋を許せる後其事件の繫屬せる裁判所は相當の理由を示して保釋保證金額を增加又は輕減することを得。之を增加するときは裁判所は被告人か其增額に關する保證を立てさる限り被告人の收監を命することを得。被告人か保釋保證金額の輕減を申請するときは檢事正に之を通知す可し。

第四款　上訴後の保釋

第一二九一條　上訴後被告人に保釋を許す場合に於ては人身保護令狀を發する權限を有するマジストレート又は審理をなせしマジストレートは之に保釋を許す命令を下たすことを得。

第一二九二條　保釋保證人は總ての點に於て本節第二款に規定せる資格を具備し且つ之に規定せる保證書を入る可し。但し其保證書は第一二七三條に規定せる上訴後の保釋に關する保證條件を有するものたる可し。

第五款　保釋保證の代りの供託

第一二九五條　被告人は保釋を許せる命令後何時にても、保釋保證の代りに、命令に掲くる金額を、答の爲め收監されたる裁判所の書記に供託することを得。被告人を收監せる官吏に供託證を渡すときは其官吏は被告人を釋放す可し。

第一二九六條　保證を立てたる被告人は保證金沒收前何時にても、同樣の方法にて、保證書に掲くる金錢を供託することを得。之を供託するときは保證を解く。

第一二九七條　金錢を供託せる後罰金を課する判決の下れるときは郡書記は裁判所の指圖を受けたる上判決當時依然供託中の金錢を其罰金に充當す可し。罰金及ひ費用を支拂ひたる後殘金あらは之を被告人に拂戻す可し。

第一二九八條（一九一九年四月挿入）　被告人は金錢を供託する代りに之と同一額面價格の合衆國公債證書又はカリホルニア州公債證書を供託することを得。此公債證書の供託は

其機會の生するときは書記は裁判所の命令の下に其公債を賣り供託金を充當すると同一方法にて其賣得金を充當すること

以外の點に於ては總へて金錢供託の場合と同一の取扱をなす可し。

第六款　被告人の引渡し

第一三〇〇條　保釋保證金沒收前何時にても、保釋保證人は被告人を引渡して其責任を免るることを得。又被告人自から保釋を許せる際之を收監し居し官吏に自己の身體を引渡すことを得。其方法左の如し。

一、保釋保證書の謄本を官吏に渡す可し。渡されたる官吏は收監當時同樣被告人を留置す可し。且つ被告人受取を承認する證書を渡す可し。

二、前掲被告人受取書を受取るときは訴訟又は上訴の繫屬せる裁判所は五日以前に之を檢事正に通知し且つ保證書及ひ受取證書の寫を之に送付せる上保釋保證を解く旨を命することを得。此命令及ひ申請に用ゐたる書類を差出すときは保證を解く。

第一三〇一條　保釋保證人は其責任を解除さるる前何時にても且つ州内何れの場所にても被告人引渡の目的を以て自から被告人を逮捕することを得。又保證書の謄本に裏書せる委任狀を以て相當年齡且つ思慮のある人を之に使用することを得。

第一三〇二條　保釋保證の代はりに金錢を供託し且つ被告人か前二條に規定せる方法にて、其沒收前、其收監を命せられし官吏に自己の身體を引渡せる場合に於ては裁判所は之を證する官吏の證明書の提出と共に且つ檢事正に五日以前に通知し同時に證明書の寫を送れる上被告人に供託金を返還することを命す可し。

第七款　保釋保證又は供託金の沒收

第一三〇五條　被告人か、相當の理由なきに拘はらす審訊、審理、判決其他法律上其出廷を要する時機に出頭せさるときは又は判決の執行に其身體を提供せさるときは裁判所は其旨を帳簿に記入せしむ可し。然る後夫れ夫れ其場合に應して保釋保證金又は保釋保證の代はりの供託金を沒收する旨を宣告す可し。但し帳簿に其旨を記入後二十日以內に被告人又は其保釋保證人か出頭して其懈怠を辯解するときは裁判所は相當の條件を付して其保證金又は供託金の沒收を免除する旨を命することを得。

第一三〇五條（一九二七年五月改正）　被告人か相當の理由なきに拘はらす審訊審理判決其他法律上其出廷を要する時機に出頭せさるときは又は判決の執行に其身體を提供せさるときは裁判所は其旨を帳簿に記入せしむ可し。然る後夫れ夫れ其場合に應して保釋保證金又は保釋保證の代はりの供託金を沒收する旨を宣告す可し。但し帳簿に其旨を記入後九十日以內に被告人及ひ其保釋保證人か出頭して其懈怠を辯解し且つ被告人の出廷せさりしことは保證人を得心させたる上にあらさりしことを裁判所の滿足する樣證明するときは裁判所は相當の條件を付して其保證金又は供託金の沒收を免除する旨を命することを得。

第一三〇六條　前條規定の通りに沒收を免除せさるときは檢事正は前條に規定せる通り帳簿に記入せる日より二十日後何時にても保釋保證人に對して其保釋保證に關する訴を起すことを得。

第一三〇六條（一九二七年五月改正）　保釋保證を沒收せる場合に於て

沒收を宣告せる裁判所か同一性質同一金額の契約訴訟に對して判決を下す民事管轄權を有するときは

沒收を取消さゝる限り沒收より九十日後

保釋保證書に其名を掲くる各保釋保證人に對して其保釋保證人の責任金額に關する略式判決を下たす可し。

沒收を宣告せる裁判所か同一性質同一金額の契約訴訟に對して判決を下す管轄權を有せさるときは

沒收を取消さゝる限り沒收より九十日後前記裁判所は保證書及ひ沒收を宣告する命令の謄本を前記裁判所のある郡の檢事正に渡す可し。前記檢事正は其後直ちに前記沒收命令の謄本及ひ保證書を同一性質同一金額の契約訴訟に對して判決を下す管轄權を有する裁判所に提出す可し。之を提出されたる裁判所は直ちに保證書に掲くる各保證人に對して其責任金額に關する略式判決を下たす可し。

被告人の闕席後に於ける起訴狀又は檢事正通告手續書の棄却は保釋保證書の義務を解除するものにあらす之に何等影響を生するものにあらす。

第一三〇六條（一九二九年六月改正）　保釋保證を沒收せる場合に於て

沒收を宣告せる裁判所か同一性質同一金額の契約訴訟に對して判決を下す民事管轄權を有するときは

沒收を取消さる限り沒收より九十日後、

保釋保證書に其名を掲くる各保釋保證人に對して

其保釋保證人の責任金額に關する略式判決を下たす可し。

沒收を宣告せる裁判所か同一性質同一金額の契約訴訟に對して判決を下す管轄權を有せさるときは

沒收を取消さゝる限り沒收より九十日後前記裁判所は保證書及ひ沒收を宣告する命令の謄本を前記裁判所のある郡の檢事正に渡す可し。前記檢事正は其後直ちに前記沒收命令の謄本及ひ保證書を同一性質同一金額の契約訴訟に對して判決を下す管轄權を有する裁判所に提出す可し。之を提出されたる裁判所は直ちに保證書に掲くる各保證人に對して其責任金額に關する略式判決を下たす可し。

被告人の闕席後に於ける起訴狀又は檢事正通告手續の棄却は保釋保證書の義務を解除するものにあらす之に何等影響を生するものにあらす。

檢事正又は管理局民事法律顧問は判決確定後五日以內に前記判決の即時支拂を要求す可し。要求後十日以內に判決額を支拂はさるときは檢事正又は管理局民事法律顧問は直ちに强制執行狀を發せしめ判決債務者の財產を差押へ且つ判決額取立に必要なる他の手段を取る可し。

略式判決によつて市、市郡合併區又は郡に支拂はれたる支拂は其判決の基となれる刑事訴訟の件名番號を掲けて之を其市其市郡合併區其郡の金庫の保釋保證信託基金に納入す可し。其刑事訴訟の被告人か判決記入後一ヶ年以內に再ひ收監せられ且つ其後何時にても

被告人に保釋を許せし告訴狀(告發狀)起訴狀又は檢事正通告手續書に掲くる最高犯罪(譯者註、第一級の强盜)

一級の强盜として訴へらるゝときは第一級の追跡費逮捕費押送費報酬を差引ける金額を他の支拂と同一方法にて保證人に拂戻す可し。但し保證人か本條の規定に基ける拂戻申請書と共に

被告人の缺席は保證人の認容する所にあらさりし旨の宣誓文書

を差出すことを必要とす。此支拂は市、市郡合併區又は郡の金庫に於ける保釋保證信託基金に對する適當の負擔とす。管理局其他市、市郡合併區又は郡の立法機關は適當官衙をして被告人の追跡逮捕押送(褒美を含める)に要せし其市其市郡合併區其郡の支出額を掲くる記錄を所持せしめ且つ斯る被告人の再收監後三十日以內に市、市郡合併區又は郡の出納官に之を報告せしむる樣同郡令を以て之を規定す可し。

略式判決の記入後一ヶ年以內に被告人を再ひ收監せさるときは前記判決金額を市、市郡合併區又は郡

の一般基金に繰入る。判決金額の返還に關する一切の責任は之と共に消滅す。

第一三〇七條　被告人か出頭せさりし爲め保釋保證の代はりの供託金を沒收し且つ其沒收を免除せさりし場合に於ては供託金を預れる書記は

裁判所か其以前に沒收を免除せさりし限り

三十日を經過すると共に其供託金を郡出納官に支拂ふ可し。

第一三〇八條（一九二九年五月挿入）　本法第一三〇六條に基きて人又は會社に對して下せる略式判決か其略式判決記入通知の送達より十日を經過するも未拂の儘殘れる場合に於ては裁判所又はマジストレートは其人又は其會社を保釋保證人として承認することを得す。但し法律上起し得る訴訟又は訴訟手續か沒收命令又は略式判決の有效なるや否やを決定する爲め前記十日間に同一裁判所又は他の裁判所にて開始されたる場合に於ては其訴訟又は其訴訟手續の確定する迄本條の規定は效力を生せす。略式判決の記入日より五日以內に、判決記入通知を判決債務者に送達することは此判決を下せる裁判所の義務なりと茲に規定す。

第八款　保釋保證を立て又は其代はりに金錢を供託せる後被告人の再收監

第一三一〇條　左の場合に於ては

豫審判事か訊問調書を送付せる裁判所若しくは起訴又は檢事正通告手續又は上訴の繫屬せる裁判所若しくは上訴の判決を實行する爲め之を返送さるる裁判所は

其帳簿に記入せる命令を以て被告人を逮捕し之を保釋當時被告人を收監せし官吏の許に再ひ留置することを得。

一、被告人か出頭せさる爲め其保釋保證金又は其代はりに供託せる金錢を沒收されたる場合

二、保釋保證人又は其一人か死するか資力を失ふか又は州外に移れることを裁判所の認めたる場合

三、第九八五條に揭くる場合に於て起訴狀又は檢事正通告手續書の提出されたる場合

第一三一一條　被告人再收監の命令は再收監を命する理由となれる事實を總括的に記載し且つ州內の執行官、コンステーブル、マーシャル又は警官か被告人を逮捕し其釋放さるる迄之を保釋許可當時收監せし官吏の許に再ひ留置することを命するものたる可し。

第一三一二條　前記命令による逮捕は逮捕狀による逮捕の場合と同一方法にて何れの郡に於ても命令の謄本を用ゐて被告人を逮捕することを得。但し他の郡にて逮捕の際逮捕狀の場合の如く其郡のマジストレートか之に裏書することを要せす。

第一三一三條　有罪決定の判決を受くる爲め被告人か出頭せさる爲め前記命令を發せる旨を命令に揭くる

場合に於ては命令の規定に從て被告人を收監す可し。

第一三一四條　他の理由の爲め命令を下たし且つ其罪か保釋に付し得可き罪の場合に於ては裁判所は保釋金額を定め且つ其金額にて被告人に保釋を許す旨を命令に挿入する樣指圖することを得。其金額は之を命令に記載す可し。

第一三一五條　被告人に保釋を許せる場合に於ては起訴前答の爲め被告人を收監する際同樣の事件に關して保釋を許す權限を有する其郡内のマジストレート又は裁判所より指名せる他のマジストレート其保釋保證を取ることを得。

第一三一六條　被告人再收監後保釋を許す場合の保證書は大要左の書式による可し。

……（夫れ夫れ其場合に應して起訴狀、檢事正通告手續書、提告書又は上訴）に基きてカリホルニア州の人民よりABに對して……裁判所（名を揭けて）に繫屬中の訴訟に於てAB に……弗の金額の保證を許す旨の命令を……年……月……日同裁判所より下たせる故……（其住所職業を揭く）の吾々CD及びEFは

前記ABは前記裁判所又は……（夫れ夫れ其場合に應して起訴狀、檢事正通告手續書提告書又は上訴）によりて其出頭を命する他の裁判所に出頭すること、及ひ

ABより絶えず其裁判所の命令及ひ令狀召喚狀に服從すること、及ひ

判決を受くる爲め出頭し且つ其執行を受くること、及ひ

若し被告人か此等條件の一を履行せさるときは吾々は……弗（被告人に保釋を許せる金額を挿入す）の金額をカリホルニア州の人民に拂ふこと

を茲に保證す。

第一三一七條　保釋保證人は總へての點に於て本節第二款に規定せる資格を具備し且つ之に規定せる方法にて保證書を容る可し。

第二節　何人か刑事訴訟の證人たり得るか

第一三二一條　民事訴訟の證人たる能力を有する限り之を刑事訴訟刑事手續に適用す。

第一三二二條　夫又は妻は其一方又は双方か當事者たる刑事訴訟又は手續に於ける他の一方に有利又は不利の證人たる能力を有せす。但し双方の同意せる場合若しくは一か他の身體又は財產に對して冒せる罪に關する刑事訴訟又は手續の場合若しくは一か他に暴行をなせる場合若しくは重婚又は姦通に關する刑事訴訟又は手續の場合若しくは本法第二七〇條及ひ第二七〇條aの規定の下に起せる刑事訴訟又は手續の場合に於ては此限りに非らす。

第一三二三條　被告人自身に不利益の證人たることを刑事訴訟又は手續の被告人に强制することを得す。但し被告人自から自己の證人たることを申出るときは人民側の辯護士(檢事)は被告人か主たる訊問を受けたる一切の事項に關して之に反對訊問をなすことを得。被告人か證人たることを怠たり又は拒絶するとも被告人に何等不利益を蒙らしむることを得す。審理又は手續の際之か爲め被告人に不利益の處置を下たすことを得す。

第一三二四條　削除

第三節　證人に出頭を强制すること

第一三二六條　裁判所又はマジストレートの許に證人の出頭を命する手續書は證人呼出狀(Subpœna)なり。證人呼出狀は左のもの之に署名し之を發することを得。

一、告訴狀(告發狀)を受理せるマジストレート

人民側の證人たると被告人側の證人たるとを問はす州内の證人に向つて

二、檢事正

訴追を支持する州内の證人に向つて又は大陪審員か起訴陪審中出頭を命する州内の他の證人に向つて

三、檢事正

起訴狀又は檢事正通告手續書に揭くる罪狀を證する證人として公判審理裁判所に出頭せしむる爲め州内の證人に向つて

四、起訴狀又は檢事正通告手續書を審理する裁判所の書記

被告人より申請するときは書記は何時にても無料にて州内の證人に向つて被告人の求むる數の白紙證人呼出狀(書記として其署名せる)を發す可し。

第一三二七條　前條に權限を付與せる證人呼出狀は大要左の書式たる可し。

カリホルニア州人民よりAB(其場合に應して)……日……時(日と時間とを揭けて)……(場所を揭けて)に於ける……郡(其場合に應して)……町區治安判事CDの許に出頭することを汝に命す。

……年……月……日署名す

治安判事gh(又は「檢事正jk」又は「裁判所の命令によりて書記LM」)

帳簿書類文書を要する場合に於ては左の趣旨の指圖を證人呼出狀に揭く可し。

尙ほ出頭の際左のものを携帶することを汝に命す

……(必要の帳簿書類文書を明瞭に揭く)

第一三二八條　證人呼出狀は何人も之を送達することを得。治安官吏は其郡內に於て送達する爲め其治安官吏に渡されたる人民側又は被告人側の總べての證人呼出狀を送達し且つ送達場所送達時間を掲け且つ其署名せる送達證書を直ちに作成す可し。送達は其原本を親しく證人に示し其內容を之に告くることによつて之をなす。

第一三二九條　人か證人呼出狀によつて又は保證書に從つて刑事事件の證人としてマジストレート大陪審員の許に又は裁判所に出頭し且つ裁判所か

其證人は郡外より來たれり又は貧困にして出頭費用を拂ひ得ず

と認むる場合に於ては

審理に關する證人出頭の場合に於ては、裁判所は其帳簿に掲くる命令を以て其自由裁量を以て

又は

他の場合に於ては、判事は其自由裁量を以て命令書を以て

出頭費用として、命令に掲くる相當金額を證人に支拂ふ樣郡出納官に命する支拂命令書を作成する樣郡檢査官に命することを得。

第一三三〇條　其罪を審理す可き裁判所の判事又は最高裁判所の判事又は高等裁判所の判事か

其證人の證言か重要にして且つ訊問又は審理の際其出頭か必要なりと信する旨を掲くる檢事正又は訴

追者又は被告人又は其辯護士の宣誓文書

に基きて證人出頭命令を證人呼出狀に裏書せさる限り證人の住する又は證人呼出狀を送達する郡以外の裁判所又はマジストレートの許に證人として出頭することを何人にも强ゆることを得す。

第一三三一條　裁判所又はマジストレートは證人呼出狀に從はさるもの又は證人として宣誓又は證言することを拒めるものを侮辱罪として罰することを得。被告人側より發せる證人呼出狀に從はさる證人は其出頭せさりし理由を示さゝる限り被告人に對して壹百弗の責任を有す。此責任金頭は民事訴訟を以て之を回收することを得。

第一三三二條　出頭の保證書を差出せる證人か出頭せさるときは保釋の保證と同一方法にて其保證金額を沒收す。

第一三三三條　本州の記錄裁判所に於ける刑事訴訟若しくは高等裁判所にて審理す可き犯罪に關する大陪審員又はマジストレートの許の訊問に於て重要なる證人の證言を求められ且つ其證人か州獄又は郡獄の囚徒たる場合に於ては其訴訟又は訊問の繫屬せる郡の高等裁判所又は其判事は

其證人の一時出獄及び其裁判所大陪審員又はマジストレートの許に之を押送することに關する命令を下たすことを得。但し證人の入獄し居る州獄又は郡獄か之を申請せる郡以外にある場合に於ては檢事正又は訴追者又は被告人又は其辯護士より

其證言か重要必要なる旨を掲くる宣誓文書を提出せる上に非らされは此命令を下すことを得す。之を提出せる場合に於ても之を許すと否とは前記高等裁判所又は其判事の任意なり。命令は命令を下せる郡の執行官之を執行す可し。執行官は囚徒を當該裁判所、大陪審員又はマジストレートの許に押送し之を看守し且つ證人としての調への終ると其に之を其州獄又は其郡獄に返す可き義務を有す。此命令を執行する費用は其命令を下せる郡の負擔にして其郡より之を支拂ふ可し。

第四節　證人の條件付き訊問

第一三三五條　被告事件に答へしむる爲め被告人を收監せる場合に於ては大陪審員の起訴又は檢事正の通告手續の前たると後たるとを問はす被告人は總ての事件に於て人民は殺人以外の事件に於て被告人又は人民の爲めに本節の規定の如く條件付きにて證人を訊問さるることを得。

第一三三六條　被告人側又は人民側の重要證人か州を去らんとするか又は審理の際出頭不能となることを憂ふ可き相當の理由を有する程病弱の場合に於ては被告人又は人民は其證人を條件付きにて訊問する命令を下すことを申請することを得。

第一三三七條　申請は

一、被告事件の性質
二、訴訟進行の模樣
三、證人の氏名住所及ひ其證言か訴訟の防禦又は訴追に重要なること
四、證人か州を去らんとせること又は審理の際出頭不能となることを憂ふ可き相當の理由を有する程病氣又は病弱なること

を掲くる宣誓文書を以て之をなす可し。

第一三三八條　申請は裁判所又は其判事に之を申請することを得。且つ三日以前に其旨を對手人に通知す可し。

第一三三九條　裁判所又は判事か證人の訊問を必要と認むるときは指定の時日指定の場所にて且つ其命令に掲くるマジストレートの許にて條件付きにて證人を訊問する旨の命令を下たす可し。

第一三四〇條　被告人は訊問の際自から及ひ辯護士によつて出席する權利を有す。被告人收監中ならは之を收監せる官吏に訊問の時間場所を通知す可し。其官吏は被告人を其場所に送致し證人の出頭訊問中之を看守す可し。

第一三四一條　命令に掲くる日命令に掲くる場所に於て、證人は州を去らんとし居らす若しくは病氣又は病弱に非らす若しくは此申請は審理の際證人の訊問を避くる爲め申請せるものなることをマジストレート

の滿足する樣說明せるときは訊問をなすことを得す。

第一三四二條　證人の出頭は之を訊問するマジストレートの發せる證人呼出狀を以て之を强制することを得。

第一三四三條　證人の述へたる證言は之を文書に作成し且つ通告(告訴告發)を支持する證人の證言を錄取する場合と同一方法にて之を認證す可し。

第一三四四條　マジストレートは訊問調書を封筒に繰入し且つ訴訟の繫屬せる又は將來之を審理する裁判所の書記に之を送付す可し。

第一三四五條　證人か死亡、發狂、病氣、病弱又は引續き州內に居さる爲め出廷し得すと認むる場合に於ては當事者の何れかは公判審理の際證據として此訊問調書又は其謄本を朗讀することを得。證據として訊問調書を朗讀するときは裁判所にて口頭を以て證人を訊問する場合に申立つると同一の異議の申立を其訊問調書に揭くる問又は答に對して申立つることを得。

第一三四六條　刑事被告人側の重要證人か州獄の囚徒たるか又は被告人の審理の行はるる郡以外の郡の獄の囚徒たる場合に於ては、證人か病人たる場合に關して規定せると同一方法にて被告人の爲めに其訊問調書を作くることを得。第一三三五條に始まり第一三四五條に終る本法の規定は適用し得る限り前記訊問調書に關する申請及ひ其作成使用に之を適用す。此訊問調書は其郡獄又は州獄の存在せる郡のマジストレ

ート又は公證人の許にて之を作くることを得。證人か州獄に拘禁され居り且つ被告人か訊問調書を作くる費用を拂ひ得さる場合に於ては典獄又は州行刑局書記の許にて之を作くることを得。典獄又は州行刑局書記は無報酬にて之を作る義務を有す。本條の規定に基きて訊問調書を作くる各官吏は其證言か眞實全部眞實にして眞實以外に何ものもなきことを證人に宣誓せしむる權限を有し且つ此宣誓をなさしむ可し。

第五節　委員の證人訊問

第一三四九條　起訴狀又は檢事正通告手續書に關する事實上の爭點か一致(これこれの點か爭點であると云ふことに當事者双方一致)せる場合に於ては被告人は本節に揭くる方法にて州外に住する重要なる證人を自己の爲めに訊問してもらふことを得。本節に揭くる方法以外の方法にて之を訊問してもらふことを得す。

第一三五〇條　被告人側の重要證人か州外に住する場合に於ては被告人は

　囑託書を以て證人を訊問する命令

を發する樣申請することを得。

第一三五一條　囑託書は

　證人を宣誓せしめたる上、囑託書に添付せる訊問事項書に基きて證人を訊問し證人訊問調書を作り之

を認證し囑託書と共に下せる指圖に基きて之を裁判所に返送することを之に委任する委員と稱する或人に宛てたる、且つ裁判所の官印を押捺し書記署名せる上發せる令狀なり。

第一三五二條　申請は

一、犯罪の性質

二、訴訟進行の模樣及ひ事實上の爭點か一致せること

三、證人の氏名及ひ其證言か防禦上重要なること

四、證人か州外に住すること

を揭くる宣誓文書を以て之をなす可し。

第一三五三條　申請は裁判所又は其判事に之を申請することを得。尙ほ三日以前に之を檢事正に通知す可し。

第一三五四條　申請されたる裁判所か申請書に揭くる事項を眞實と認め且つ裁判上證人の訊問を必要と認むる場合に於ては其證言を錄取する爲め囑託書を發する旨の命令を下たす可し。又裁判所は囑託書に揭くる訊問を終り訊問調書を返送するに必要の指定期間中審理を止むる旨を命令書に挿入することを得。

第一三五五條　囑託を命せるときは被告人は之に添付する訊問事項書の寫を直ちに檢事正に送達す可し。之を裁判所又は判事に提出するときより二日以前に檢事正に通知す可し。檢事正は囑託書に添付する反對訊問事項書の寫を同樣の方法にて同樣の通知の上被告人又は其辯護士に送達することを得。當事者の何れも爭點に適切なる問を訊問事項書に揭くることを得。訊問事項書及ひ反對訊問事項書を通知通り裁判所又は判事に提出せるときは裁判所又は判事は證據調の原則に一致する樣問を修正し之に其許可を裏書し之を囑託書に添付す可し。

第一三五六條　當事者双方か之と異なれる同意をなせる旨を囑託書に裏書せさる限り裁判所又は判事は之を裁判所に返送する方法に關する指圖を囑託書に裏書す可し。裁判所又は判事は其自由裁量を以て

訴訟の繫屬せる裁判所の書記宛にて、書記の名及ひ其事務所の所在地を揭けて、郵便等にて之を返送することと

を之に命することを得。

第一三五七條　委員は、特に之と異なれる指圖のなき限り左の方法にて囑託されたることを執行することを得、

第一、委員は訊問事項書に對する其答は眞實全部眞實にして眞實の外何ものもなきことを證人に公然宣誓せしむ可し。

第二、委員は證人の訊問を文書に作成し證人をして之に署名せしむ可し。

第三、委員は證人の答を證人の言葉の儘なる可く之に近き樣書き下たし書き下たせる其答を一々之に

讀み聞かせ證人か其通り間違なしと云ふ點に到達する迄之を訂正又は增補す可し。

第四、證人か問に答ふることを拒むときは其旨及ひ拒む理由として證人の述へたることを記載す可し。

第五、證人の前に書類又は文書を提出し證人か之を證明せるときは其書類又は文書若しくは其寫を證人の署名し委員の認證せる訊問調書に添付す可し。

第六、委員は訊問調書の各葉に其名を署名し訊問調書及ひ證人の證明せる書類又は文書若しくは其寫を囑託書に添付し封緘を以て之を封し囑託書の裏書に指圖せる宛名を之に書く可し。

第七、郵便を以て之を返送する樣囑託書に指圖しあるときは委員は直ちに之を最も近き場所の郵便に托す可し。其返送に關して當事者双方の同意書によりて若しくは裁判所又は判事より前者と異なれる指圖を囑託書に揭け居るときは委員は其指圖に從ふ可し。

第一三五八條　委員か囑託書及ひ返送す可き書類を代人に渡せる場合に於ては代人は之を命せられたる書記又は訴訟の繫屬せる裁判所の判事に渡す可し。書記又は判事は

代人は之を委員の手より受取り且つ受取後之を開らき又は之を變更せさる旨の宣誓文書を其代人に作成せしめたる上之を受取り之を開らくことを得。

第一三五九條　代人(B)か死するか若しくは病氣又は他の事變の爲め前條に揭くる囑託書及ひ返送書類を自から渡し得さるときは書記又は判事は

他の人(A)は之を代人(B)より受取れり、其代人(B)は死亡せり又は病氣其他事變の爲め之を渡し得さることとなれり、他の人(A)は之を受取れる後之を開封又は變更せす、且つ此囑託書返送書類は委員の手より他の人(A)の手に渡る迄に開封又は變更されさりしと信する旨の宣誓文書

を他の人(A)に作成せしめたる上他の人(A)より之を受取ることを得。

第一三六〇條　囑託書及ひ返送書類を受取り且つ之を開ける書記又は判事は直ちに其囑託書、返送書類及ひ前二條に揭くる宣誓文書を起訴の繫屬せる裁判所の書記室に保管す可し。郵便を以て送付されたる場合に於ては名宛人たる書記は之を郵便局より受取り之を開らき之を其室に保管す可し。裁判所又は判事より他の指圖なき限り此書類を此所に留め置く可し。

第一三六一條　何時にても囑託書返送書類の閱覽を當事者双方に許す可し。當事者か其手數料を拂ふときは書記は其謄本又は其抄本を下付す可し。

第一三六二條　證人か何等かの理由の爲め出頭し得さることか明らかとなるときは審理の際當事者の何れかは委員の錄取せる訊問調書を證據として朗讀することを得。證人か裁判所にて口頭にて訊問されたる場合と同一の異議の申立を訊問事項書に於ける問又は訊問調書に於ける答に對して申立つることを得。

第六節　公判審理前又は有罪決定後被告人か精神病者なるや否やに關する取調

第一三六七條　現に精神病に罹れる人を審理し又は之に對して刑を言渡し之を罰することを得す。

第一三六八條　訴訟繫屬中（被告人に判決を下たす時迄を含みて）何時にても、被告人か精神病に罹り居るや否やに關する疑の生するときは裁判所は之に關する問題を陪審に付することを命す可し。公判審理又は判決の言渡は其評決を以て此問題を決定する迄之を停止す可し。被告人か精神病に罹り居るや否やと云ふ爭の繫屬中裁判所の自由裁量を以て公判審理陪審員を解任又は保留することを得。

第一三六九條　精神病に罹り居るや否やの問題の審理は左の順序にて之を行ふ可し。

一、被告人側の辯護士は事件を開始し精神病に罹り居ると云ふ主張を擁護する證據を提出す可し。

二、然る後人民側の法律顧問は事件を開始し其擁護に關する證據を提出することを得。

三、然る後當事者双方は夫れ夫れ對手人の證據を反駁する證據のみを提出することを得。但し相當の理由あるときは裁判所は事件其物に關する證據の提出を之に許可することを得。

四、證據調を了ふるときは當事者の一方又は双方か無論告無辯論にて之を陪審員の評議に委ねさる限り人民側の法律顧問（檢事）論告を開始す可し。被告人又は其辯護士終りの辯論をなすことを得。

五、死刑に處す可き犯罪の場合に於ては双方共二人の辯護士か論告辯論をなすことを得。其場合に於てはかはるかはる之をなす可し。他の場合に於ては双方共一人宛論告辯論をなす樣制限することを得。

六、次に裁判所は陪審員に說示をなし評決に際して之を知ることを要する一切の法律問題を之に說示す可し。

第一三七〇條　陪審員か被告人は精神病者に非らすと云ふ評決を下たすときは夫れ夫れ其場合に應して公判審理を進行し又は判決を言渡す可し。被告人は精神病者なりと云ふ評決を下たすときは其精神の健全となる迄公判審理又は判決を停止す可し。且つ裁判所は

同時に執行官をして被告人を州精神病院に收容せしむること、及ひ被告人か快癒せは之を執行官に返へす可きこと

を命す可し。

第一三七一條　前條に揭くる被告人の收容は其保釋保證を解き又は被告人の財產を受取る權限を有する人に

被告人か保釋保證の代はりとして供託せる供託金の返還を受くる權利

を與ふることとなる。

第一三七二條　州精神病院か被告人を受取るときは其精神健全となる迄之を其病院に監置し置く可し。精

神健全となるときは院長は其旨を執行官及ひ檢事正に通知す可し。通知に接するときは執行官は直ちに被告人を州病院より引取り夫れ夫れ其場合に應して被告人か公判審理又は判決の爲め送致さるるか又は正式に釋放さるる迄之を監置す可し。

第一三七三條　被告人の入院在院出院に關する費用は第一審に於ては起訴又は檢事正通告手續の行はれたる郡の負擔とす。但し郡は

被告人か財産を有するときは其財産より、又は

被告人を扶養する義務を有する親族、町、市、郡より

之を回收することを得。

第一三七三條（一九二九年四月改正）　被告人の州病院に入院出院に關する費用は第一審に於ては其郡内にて起訴狀又は檢事正通告手續書の提出されたる郡の負擔とす、但し郡は

被告人か財産を有するときは其財産より、又は

被告人を扶養する義務を有する親族より

之を回收することを得。

第一三七四條（一九二一年六月挿入）　本州の郡又は市郡合併區にて刑事被告人となれる人か行政法第二一六八條乃至第二一七一條a（双方を含みて）の規定に基ける手續の結果精神病者として州病院に收容されたる場合若しくは同法第二一八五條cによる手續の結果酔漢として州病院に收容されたる場合に於ては其手續の費用及ひ在院中の扶養費は收容地たる郡又は市郡合併區の負擔とす。但し其郡又は市郡合併區は被告人か財産を有するときは其財産より若しくは之を扶養す可き親族、町、市、市郡合併區又は郡より之を回收することを得。檢事正は郡又は市郡合併區の名にて其取立に關する手續を始むる義務を有す。

第七節　裁判所の許可により犯罪を和解すること

第一三七七條　答の爲め被告人を收監せる被告事件か

被告人の犯罪行爲により害を被れる人か民事訴訟上の救濟を有する輕罪

の場合に於ては

一、治安官吏か職務執行中治安官吏より他人に對して又は他人より治安官吏に對して

二、暴動的に

三、重罪を犯かす意圖を以て

其犯罪を行ひし場合に非らさる限り次條に規定せる方法にて之を和解することを得。

第一三七八條　被害者か審理前何時にても

訊問調書を送付さる可き裁判所に出頭し被害に對する辯償金を受取れる旨を承認するときは裁判所は其自由裁量を以て、且つ訴訟費用を支拂はしめたる上、一切の手續を止め被告人の釋放を命することを得。此場合に於ては命令を下せる理由を命令に掲け且つ帳簿に記入す可し。此命令は同一の犯罪に關する他の訴追の支障となる。

第一三七九條　本節に規定せる方法以外の方法にて犯罪を和解することを得す。和解の上其刑罰に關する手續又は訴追を止むることを得す。

第八節　起訴前又は起訴後に於ける訴追等のなき爲めの訴訟の棄却

第一三八二條　左の場合に於ては、之に反對す可き理由を示さざる限り、裁判所は訴追の棄却を命す可し。

一、犯罪に答へしむる爲め人を收監せる場合に於て、其後三十日以内に之に對する起訴狀又は檢事正通告手續書を提出せざる場合

二、被告人の申請に基きて其審理を延期せさる被告人か起訴狀又は檢事正通告手續書の提出後六十日以内に審理の爲め法廷に送致されさる場合

第一三八三條　前條に掲くる如く被告人か訴追又は審理されす且つ之に關する相當の理由を示せるときは

裁判所は時々訴訟を延期する樣命することを得。且つ同時に延期されたる期日訴追に答ふる爲め出頭する旨の被告人自身の保釋保證書を取れる上被告人を收監より釋放することを得。

第一三八四條　裁判所か訴訟の棄却を命するときは收監中の被告人は之を釋放す可し。保釋を許せる被告人は保釋保證を解き保釋保證の代はりに金錢を供託せる被告人は之に其金錢を拂戻す可し。

第一三八五條　裁判所は職權を以て又は檢事正の申請によりて訴訟又は公訴の棄却を命することを得。棄却の理由を帳簿に記入せる命令に掲く可し。

第一三八六條　Nolle Prosequi（公訴取消）を廢止す。檢事總長又は檢事正は前條に規定せる方法以外の方法にて訴追を中止又は拋棄することを得す。

第一三八七條　本節に規定せる訴訟棄却命令は、此命令か明らかに訴狀訂正の目的を以て下されたるものに非らさる限り、其犯罪か輕罪たる場合に於ては、同一犯罪に關する他の訴追の支障となる。此命令か明らかに訴狀訂正の目的を以て下されたる場合に於ては訴訟棄却命令は訂正訴狀に命ける訴追の支障となることを得す。其犯罪か重罪の場合に於ては訴訟棄却命令は他の訴追の支障とならす。

第一三八八條　訴訟の繫屬せる裁判所か

此少年は改心するかも知れす其投獄は其改心の重大の妨けとなると信す可き相當理由ありと認むる場合に於ては、其罪の重罪たると輕罪たるとを問はす此少年の處刑訴追

に對する終局判決を猶豫することを得。此猶豫は其環境に照らして正當と見ゆる期間中之を猶豫することを得。此猶豫は左の條件付きとす。……猶豫期間中又は其延長期間中裁判所又は其判事は適當の制限を付して其少年を少年犯人の矯正に從事する非敎會派慈善團體の役員又は理事の監護に委ぬることを得。此團體は其役員又は理事によつて二ヶ月間(裁判所又は判事か適當と認むるときは延長す)此少年の監護を引受くることを得。引受けたる少年か矯正の見込なしと認むるときは此團體は終局判決の爲め之を裁判所に返へすことを得。此慈善團體は團體及ひ其役員か此少年を改心せしむる爲めあらゆる合理的方法を用ゐ且つ宿所と敎育を之に與ふる旨を明確に合意せる上前記監護を引受く可し。刑事手續の繫屬せる裁判所の推薦なき限り何れの裁判所も猶豫監護期間中任意の人父母友人の前記少年に關する後見願を受理することを得す。又前記裁判所は其自由裁量を以て賄費衣服費運送費其他一切の經費を含みて總額二十五弗以內の前記二ヶ月間の前記少年の扶養費を此刑事手續の繫屬せる郡より支拂ふこと若しくは其少年の財產又は其父母より之を回收する訴を起こすことを命することを得。

第一三八九條　削　除

第九節　會社に對する手續

第一三九〇條　會社に對する通告(告訴告發)又は提起の場合に於てはマジストレートは訴追に答ふる爲め召喚狀を發せる後十日以上の指定の期日に指定の場所に於ける其マジストレートの許に出頭することを其會社に命する

其官職を書し且つ署名せる召喚狀を發す可し。

第一三九一條　召喚狀は大要左の書式たることを要す。

……郡(其場合に應して)

カリホルニア州人民より……に(會社の名を書して)

……(罪を總括的に揭けて)に關するABの通告(又は其場合に應して大陪審員の提起)により汝に對して起されたる訴追に答ふる爲め……日……時……(所を揭けて)に於ける余の許に出頭することを茲に汝に命す。

……年……月……日

……市(又は町區)にて

治安判事GH(又は其場合に應して)

第一三九二條　召喚狀は會社の社長又は他の頭首又は秘書現金掛り又は取扱人に其寫を渡し其原本を示すことによつて之に指定せる期日より少なくとも五日以前に之を送達す可し。

第一三九三條　召喚狀に指定せる日マジストレートは其手續を適用し得る限り、自然人の場合に於けると

同一方法にて被告事件を取調ふ可し。

第一三九四條　證人取調後マジストレートは會社か有罪なりと信す可き充分の理由のあるや否やを訊問調書に認證し第八八三條に規定せる通り其訊問調書と認證書を裁判所書記に送付す可し。

第一三九五條　マジストレートか

會社を有罪と信す可き充分の理由のある旨の認證書を送付せるときは自然人を答の爲め收監せる場合と同樣大陪審員か起訴手續に從事するか又は檢事正か通告手續書を提出するときは會社は之に答ふる爲め辯護士によつて出頭することを得。辯護士によつて出頭せさるときは無罪の答辯を記入し且つ之に對して他の場合に於けると同一の手續をなす。

第一三九六條　大陪審員か起訴狀又は檢事正か通告手續書を提出するときは會社は之に答ふる爲め辯護士によつて出頭することを得。辯護士によつて出頭せさるときは無罪の答辯を記入し且つ之に對して他の場合に於けると同一の手續をなす。

第一三九七條　會社か有罪と決し罰金を課せらるるときは郡の執行官は之を課する命令に基きて民事訴訟上の執行と同一方法にて其不動產及ひ動產より之を取立つることを得。

第一〇節　宣誓文書の件名

第一四〇一條　大陪審員の起訴又は檢事正の通告手續前に作成せると其後作成せると上訴の上作成せるとを問はす宣誓文書又は訊問調書は之に件名（題字）を掲くることを要せす。件名を書けすとも誤まれる件名を掲くるとも其手續其公訴其上訴に關することを解し得る限り何れの點に於ても恰かも正當の件名を掲けたると同一の效力を有す。

第一一節　原被申立書其他手續上の誤謬錯誤

第一四〇四條　原被申立書又は手續に關して本法に規定せる書式又は樣式に一致せさる點ありとも之に關する誤謬又は錯誤ありとも事實上被告人の實體的權利を害せす又は害せんとせさる限り之か爲め無效とならす。

第一二節　贓物の處分

第一四〇七條　治安官吏か

盜まれたる物又は橫領されたる物なりと主張さるるものを保管することとなりしときは

次條の規定によつて其處分方を指圖する權限を付與さるるマジストレートの命令に從つて之を處分す可し。命令の下たる迄之を保管す可し。

第一四〇八條　其物の持主たることか完全に證明さるるときは通告(告訴告發)に接せるマジストレート又は其窃盗事件又は其横領事件を訊問するマジストレートは其マジストレートの認證せる其保存費用を支拂はしめたる上其所有者に之を渡すことを命す可し。此命令は其物を要求し且つ之を受取る權利を所有者に付與す。

第一四〇九條　マジストレートか贓物を保管することなりしときは其所有者たることを證明せしめたる上且つ其マジストレートの認證せる其保存費用を支拂はしめたる上之を所有者に引渡す可し。

第一四一〇條　贓物を所有者に引渡ささりしときは其窃盗事件其横領事件を審理する裁判所は其所有者たることを證明せしめたる上之を所有者に返へすことを命することを得。

第一四一一條　其窃盗犯人又は其横領犯人の處刑より六ヶ月を經過する以前に所有者か其贓物を請求せさるときは之を保管せるマジストレート其他官吏は其保存費用を支拂はしめたる上之を郡出納官に引渡す可し。郡出納官は之を賣り其賣得金を郡金庫に納む可し。

第一四一二條　逮捕されたる刑事被告人より金錢又は物品を受取れる場合に於ては之を受取れる官吏は直ちに其金額又は其物品の種類を掲くる受取證二通を與ふ可し。其一通は之を被告人に渡し其一通は直ちに之を

本件に關する訊問調書顚末書を送付さるる可き裁判所

の書記に渡す可し。自治市自治町の警官か前記金錢又は物品を受取れる場合に於ては其警官は受取書一通を被告人に渡し他の一通及ひ其物品を直ちに書記其他其市其町の警官を監督する人に渡す可し。

第一四一三條　自治市自治町の書記又は其警官を監督する人は贓物なりと主張され且つ其役所に送らるる又は囚徒より受取れる物品の種類數量を一々適當の帳簿に記入す可し。且つ其物品に一々番號を付し之に相當せる記入をなす可し。

第十三節　刑執行停止、減刑、特赦

第一四一七條　知事は判決後知事か適當と認むる條件を以て且つ知事か適當と認むる制限を付して、叛逆及ひ懲戒事件以外の一切の犯罪に關する刑執行停止、減刑、特赦を許す權限を有す。但し本節に掲くる規定によることを要す。

第一四一八條　知事は州議會開會の上之を之に報告する迄叛逆に關する判決後刑の執行を停止することを得。開會の上知事より此報告に接するときは議會は其特赦を許し又は引續き處刑停止を許し又は刑の執行を命することを得。但し其囚徒か一八八〇年一月一日後二回重罪に處せられたる場合に於ては最高裁判所判事の過半數か書面を以て之を推薦せさる限り知事又は議會は其特赦又は減刑を許す權限を有せす。

第一四一八條(一九二九年五月改正)　知事は州議會開會の上之を之に報告する迄叛逆に關する判決後

刑の執行を停止することを得。開會の上知事より此報告に接するときは議會は其特赦を許し又は引續き處刑停止を許し又は刑の執行を命することを得。但し其囚徒か一八八〇年一月一日後二回重罪に處せられたる場合に於ては最高裁判所判事の過半數か書面を以て之を推薦せさる限り知事又は議會は其特赦又は減刑を許す權限を有せす。二回重罪に處せられたる囚徒の場合に於ては特赦又は減刑に關する申請は最高裁判所に直接之を申請す可し。最高裁判所の判事の過半數か行政上の寬典を許すことを推薦するときは最高裁判所書記は申請書及ひ其事件に關して受理綴合せる一切の書類を知事に送付す可し。

第一四一九條　知事は議會開會の都度囚徒の名、其犯罪、刑の言渡、其言渡日減刑特赦又は處刑停止の命を下せる日之を許せる理由を揭けて處刑停止減刑特赦を許せる各事件を議會に報告す可し。

第一四二〇條　特赦を知事に願ひ出てたる場合に於ては知事は

審理に於て證明されたる事實其他特赦を許すか可なるか許さざるか可なるか其判斷を下たすことに關係を有する事實を揭くる叙述書

を直ちに知事に送ることを其刑を言渡せる裁判所の判事又は之を訴追せる檢事正に命することを得。

第一四二〇條（一九二九年五月改正）　特赦又は減刑を知事に願ひ出てたる場合に於ては知事は

審理に於て證明されたる事實其他特赦又は減刑を許すか可なるか許さざるか可なるか其判斷を下たすことに關係を有する事實を略述せる叙述書、及ひ

檢事正自身は之を許すに贊成なるや反對なるや其意見を揭け且つ其理由を揭くる意見書

を直ちに知事に送くることを、其刑を言渡せる裁判所の判事又は之を訴追せる檢事正に命することを得。

第一四二一條　特赦願者は知事か特赦願書に關する事務を執る日より少なくとも十日以前に、特赦願者の署名せる、特赦を願出んとする意圖の通知書を、其罪を決せる郡の檢事正に送達し且つ宣誓文書を以てせる其送達證明を知事に送くる可し。

第一四二二條　知事より特に之を免除せさる限り通知書の寫を、其罪を決せる郡の新聞紙に三十日間廣告す可し。

第一四二三條　前二條の規定は左の場合に之を適用せす。

一、囚徒か死に瀕せる場合

二、願者の刑期か十日後滿了する場合

第十一章　治安裁判所警察裁判所の手續・高等裁判所への上訴

第一節　治安裁判所及ひ警察裁判所の手續

第一四二五條　治安裁判所は其裁判所を設置せる郡にて犯されたる左の犯罪を管轄す。

一、小竊盜犯

二、毆打、但し官吏の職務執行中官吏を毆打せる場合又は重罪を犯かす意圖を以て人を毆打せる場合を除く

三、治安を害すること、騷擾喧嘩故意に物を傷ふこと及ひ五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮又は前記罰金及ひ前記禁錮の双方に處す可き一切の輕罪

第一四二五條（一九二九年五月改正）　治安裁判所は左の管轄權を有す。

一、三万又は以上の人口を有する市、市郡合併區町司法町區にては輕罪のみに關する一切の刑事訴訟を管轄す。但し少年審判所か始審管轄權を有する輕罪は之を管轄せす。

二、三万以下の人口を有する市、市郡合併區町司法町區にては一千弗以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す可き輕罪のみに關する一切の刑事訴訟を管轄す。

第一四二六條　治安裁判所又は警察裁判所の管轄する犯罪に關する前記裁判所の訴訟及ひ手續は被告人をして告訴狀（告發狀）に掲くる被告事件の性質を明白に了解せしめ之に答ふるを得せしむる樣

犯罪の時間犯罪の場所犯人物を一々指摘して其犯罪を掲くる宣誓付き告訴狀（告發狀）を以て之を開始す可し。

第一四二六條a　治安又は警察裁判所にて審理す可き輕罪に關する告訴狀（告發狀）は其犯罪の行はれたる後一ヶ年以内に之を差出す可し。

第一四二七條　治安判事又は警察判事か之によつて其罪か犯されたりと認むるときは治安判事又は警察判事は逮捕狀を發す可し。其逮捕狀は大要左の書式による可し。

……郡

カリホルニア州人民より本州の執行官コンステーブル、マーシャル又は警官に對して

……の罪（總括的に之を掲けて）か犯されたる旨を掲け且つ之に對してEFを求刑する宣誓付き告訴狀（告發狀）をCDか本日……（夫れ夫れ其場合に應して治安判事又は警察判事）たる余の許に提出せる故前記EFを直ちに逮捕し之を……（所を掲けて）に於ける余の許に引致することを汝に命す。

……年……月……日署名捺印

A

B

訴へられたる罪を會社か犯せる場合に於ては逮捕狀を發することを要せす。治安判事又は警察判事は大要第一三九一條に掲くる書式の召喚狀を發す可し。此召喚狀は第一三九二條に掲くる時期に同條に掲くる方

法にて之を送達す可し。會社は召喚狀に掲くる期日に辯護士を代人として出頭せしめ告訴狀(告發狀)に答ふることを得。出頭せさるときは無罪の答辯を記入し他の場合に於けると同一の手續をなす。

第一四二八條　治安判事又は警察判事又は其裁判所の書記(若しあらは)は帳簿を所持し居り之に各訴訟及ひ其裁判所の訴訟手續を記入す可し。

第一四二九條　被告人は第一〇一六條に規定せる大陪審員起訴狀に對する場合と同一の答辯をなすことを得。其答辯は口頭を以てし且つ之を帳簿に記入す可し。被告人か有罪と答辯する場合に於ては裁判所は、其答辯を記入し又は判決を言渡す前に、罪の輕重を確むる爲め證人を訊問することを得。告訴狀(又は告發狀)に掲くる罪よりも重き罪を犯せりと裁判所にて認むるときは裁判所は大陪審員か之に對して決定する起訴狀又は檢事正か差出す通告手續書に答ふる爲め被告人を收監し又は之に保釋を許すことを命することを得。

第一四三〇條　有罪の答辯以外の答辯をなせる場合に於て若し當事者か陪審を辭退し且つ日延又は審理地變更を許さるときは裁判所は審理を進行す可し。

第一四三一條　左の場合に於ては、審理開始前ならは何時にても、治安裁判所に於ける訴訟又は訴訟手續の審理地を變更することを得。

一、其治安判事の偏頗の爲め其事件を審理せんとする治安判事の許にては公明公平なる審理をなされ得すと被告人の宣誓文書によりて認むる場合に於ては其事件を同町區又は隣りの町區の他の治安判事に移送す可し。

二、其町區の市民の偏頗の爲め被告人か公明公平なる審理をなされ得すと宣誓文書によりて認むる場合に於ては其事件を斯る偏頗の存在せさる町區の治安判事に移送す可し。

第一四三二條　審理地變更を命する場合に於ては、治安判事は、之を審理する治安判事に

其事件の書類原本全部及ひ帳簿に記入せる其手續に關する記事の謄本

を送付す可し。之を受取るときは之を渡されたる治安判事は恰かも其訴訟か最初より其裁判所にて開始されしと同一方法にて其審理を進む可し。

第一四三三條　本節に掲くる裁判所の何れかにて審理の開始前當事者の一方は相當の理由を示せる上之を相當延期さるることを得。

第一四三四條　被告人は審理を進行し得る前自から出頭す可し。

第一四三五條　陪審は公開法廷にて表示し且つ帳簿に記入せる當事者双方の合意によつて之を辭退することを得。陪審の構成は民事訴訟法第一編第三章第一節に之を規定す。

第一四三六條　當事者の何れか一方は輕罪に關する起訴狀の審理の場合と同一の忌避を陪審總員又は陪審各員に對してなすことを得。但し忌避は何れの場合に於ても裁判所にて之を審理す可し。

第一四三七條　裁判所は陪審員に左の宣誓をなさしむ可し。

「汝は汝かカリホルニア州人民と被告人ＡＢ間の此爭點を適切且つ正直に審理し證據に基きて正直の評決を下たすことを誓ふ」

第一四三八條（一九一九年四月改正）　陪審員宣誓後陪審員は一所に着席し當事者の證言及ひ主張を審問す可し。此審問は公判廷にて且つ被告人の面前にて之をなす可し。若し被告人其場所に居さるときは裁判所又は治安判事は命令又は令狀を以て被告人自身の出廷を命することを得。

第一四三九條　裁判所は審理中生する一切の法律問題を決定す可し。但し事實問題に關する說示を與ふることを得す。

第一四四〇條　證言及ひ主張を審問せる後陪審員は裁判所に於て之を決するか又は評議の爲め退廷することを得。陪審員か直ちに一致せさるときは一官吏に左の趣旨の宣誓をなさしむ可し。

「汝は汝か或靜かな便利な場所に此陪審員を集めて置き何人も之と話をすることを許さす又裁判所の命令によるか又は評決一致せるかを問ふ以外に汝自身も之と話をなさす且つ陪審員の評決か一致せるか又は裁判所より命するときは之を裁判所に返らしむることを誓ふ」

第一四四一條　陪審員の評決は何れの場合に於ても一般評決たる可し。陪審員の評決か一致せるときは公判廷にて之を答申す可し。裁判所は之を帳簿に記入するか又は記入せしむ可し。

第一四四二條　數人の被告人を一所に審理せる場合に於て、被告人全部に關する陪審員の評決か一致せるときは陪審員は其一致せる被告人に關する評決を下たすことを得。其評決に從つ判決てを下たす可し。殘りの被告人に關しては他の陪審員之を審理することを得。

第一四四三條　陪審員か評議を始めたる後は相當の理由の爲め裁判所か之を解任せさる限り其評決の一致し答申する迄之を解任することを得す。

第一四四四條　前條に規定せる如く陪審員を解任せるときは最初の審理と同一方法にて審理より評決の答申に至る迄の手續をなすことを得。

第一四四五條　被告人か有罪と答ふるか若しくは裁判所又は陪審員か有罪と決定せる場合に於ては裁判所は夫れ夫れ其場合に應して之に對して罰金又は禁錮又は罰金を課し且つ禁錮を命する判決を下たす可し。

第一四四六條　被告人に罰金を課する判決を下たす場合に於ては罰金を拂ふ迄罰金一弗に付き一日の拘留の割合にて之を拘留することを命することを得。

第一四四七條　裁判所又は陪審員か被告人を無罪とするときは直ちに之を釋放す可し。訴追か惡意を以てせるか又は相當の理由なきことを裁判所か帳簿にて認證せるときは

訴訟費用を拂ふか、若しくは

審理後三十日以內に之を拂ふ旨の一人又は數人の保證人を有せる保證書によつて保證を立つること

を訴追者に命することを得。

第一四四八條　訴追者か訴訟費用を拂はさるか又は之に關する保證を立てさる場合に於ては裁判所は訴追者に對して其金額に關する判決を下たすことを得。此判決は民事訴訟上の判決と總へて同一方法にて之を執行することを得。

第一四四九條　有罪の答辯又は評決後若しくは

其罪は既に有罪處刑又は無罪放免の判決を受けたことかあると云ふ答辯

に對して被告人に不利の評決の下れる後裁判所は判決を下たす日を指定す可し。其日は被告人か日延を辭退せる限り評決後六時間乃至二日たる可し。日延するときは判決を受くる爲め出頭する旨の保證を立てしめて被告人に保釋を許すことを得。

第一四五〇條　被告人は判決前何時にても再審又は判決阻止の申立をなすことを得。

第一四五一條　左の場合に於ては再審を許すことを得。

一、被告人か審理の行はれ居ることを知り乍ら勝手に出廷せさりし場合に非らさる限り被告人不在の儘審理を行ひし場合

二、陪審員か法廷以外より證據を受理せる場合

三、陪審員か評議の爲め退廷後裁判所の許可を得すして離れはなれとなりたる場合又は事件の公平正當の考究を妨く可き失體を演したる場合

四、抽籤又は陪審員全部の意見を正しくあらはさゝる方法にて評決を決せる場合

五、審理中生する法律問題に關して下せる裁判所の決定の誤れる場合

六、評決か法律又は證據と矛盾せる場合

七、審理の際相當注意せるも發見提出し得さりし且つ被告人に重要の新證據を發見せる場合。但し此理由に基きて再審を申立たる場合に於ては被告人は此新證據を與ふるものと期待さるる證人の宣誓文書を審問の際提出す可し。

第一四五二條　判決阻止の申立は訴狀に重要なる欠點のあることを理由とすることを得。判決阻止の結果は被告人を審理前に於ける被告人の位置と同一位置に置くものとす。

第一四五三條　判決を阻止せす又は再審を許さるるときは指定の日に判決を言渡し且つ之を裁判所の帳簿に記入す可し。

第一四五四條　無罪の判決を下たすか又は罰金を拂はさるときは其代はりに拘留に處する條件を付せすして罰金のみを課する判決を下たし且つ他の理由の爲め被告人を留置せさる場合に於ては判決を下たすと共に被告人を釋放す可し。

第一四五五條　禁錮の判決を下たせるときは其謄本を執行官マーシャル其他官吏に渡す可し。其謄本は其

執行に關する完全なる令狀なり。

第一四五六條　罰金を課し其罰金を拂ふ迄被告人を拘留する判決を下せる場合に於て、其以前に之を拂はさるときは判決に指定せる期間中之を收監す可し。

第一四五七條　罰金を拂ふときは他の理由の爲め被告人を留置せさる限り之を釋放す可し。其罪か州法に違反せる爲め治安裁判所にて之を訴追せるものならは其罰金を十日以内に郡出納官に納付す可し。但し市にて其官吏の給料を拂へる警察裁判所又は市治安裁判所にて取り立てたる罰金沒收物は州法に違反せる爲め訴追されたる場合たると市令に違反せる爲め訴追されたる場合たるとを問はす總へて其裁判所のある市の市出納官に之を納付す可し。又市令町令に違反せる爲め治安裁判所にて取り立てたる罰金沒收物は其市令町令を實施せる市又は町の市出納官又は町出納官に之を納付す可し。但し本法第一編第十五章第一節の規定によることを要す。

第一四五七條（一九二七年四月改正）　罰金を拂ふときは他の理由の爲め被告人を留置せさる限り之を釋放す可し。其罪か州法に違反せる爲め治安裁判所にて之を訴追せるものならは其罰金を十日以内に郡出納官に納付す可し。但し市にて其官吏の給料を拂へる警察裁判所市治安裁判所又は第五級第六級の市又は町のレコーダー裁判所にて取り立てたる罰金沒收物は州法に違反せる爲め訴追されたる場合たると市令に違反せる爲め訴追されたる場合たるとを問はす總へて其裁判所のある市の市出納官に之を納付す可し。但し其裁判所の判事か豫審判事の事務を執る際徴收せる沒收物は此限りに非らす。又市令町令に違反せる爲め治安裁判所にて取り立てたる罰金沒收物は其市令町令を實施せる市又は町の市出納官又は町出納官に之を納付す可し。但し本法第一編第十五章第一節の規定によることを要す。

第一四五八條　被告人の逮捕後有罪決定前何時にても被告人に保釋を許すことを得。保釋に關する本法の規定は之を警察又は治安裁判所の保釋に適用す。

第一四五九條　本節に揭くる裁判所の判事は第一三二六條に規定せる通り證人呼出狀を發することを得。又第一三三一條に規定せる通り其呼出狀に從はさるものを罰することを得。

第一四六〇條　宣誓文書の件名に關する第一四〇一條の規定は本節に揭くる裁判所の手續に之を適用す。

第一四六一條　本節及ひ次節に用ゆる「警察裁判所」なる文字は警察裁判所及ひ自治市又は自治町の市長又はレコーダーの開らける一切の裁判所を含む。

第一四六一條（一九二七年四月改正）　本節及ひ次節に用ゆる「警察裁判所」なる文字は警察判事裁判所警察裁判所及ひ自治市又は自治町の市長又はレコーダーの開らける一切の裁判所を含む。但し前記警察裁判所か治安裁判所と競合管轄權を有する事件の審問處分中其警察裁判所は警察裁判所としての作用をなし治安裁判所としての作用をなすものに非らす。斯る場合に取り立てたる罰金は本法第一四五七條第一五七〇條に明らかに規定せる通り其裁判所のある市の市出納官に之を納付す可し。

第一四六一條a（一九二五年五月挿入）都市裁判所か管轄權を有する輕罪を都市裁判所に提出せる場合に於て其都市裁判所か執る可き訴訟手續は都市裁判所に之を適用し得る限り治安裁判所警察裁判所の訴訟手續に關して本節殊に第一四二六條第一四二七條第一四二八條第一四二九條第一四三〇條及ひ第一四三三條乃至第一四六〇條（含みて）に規定せる手續と同一とす。但し法律に之と異なれる規定を設くる場合は此限りに非らす。其場合に於ては其規定を之に適用す。

第一四六二條（一九二五年五月挿入）　法律に規定せる通り都市裁判所を設置する場合に於ては、其都市裁判所は

其都市裁判所のある市内又は市郡合併區内にて犯せる罰金又は禁錮又は双方に處す可き一切の輕罪及ひ

市令違反に關する民刑事訴訟手續全部及ひ

市又は市郡合併區の法令にて制定せる免許料の取立に關する一切の訴訟

を專屬管轄す。都市裁判所か管轄權を有する各事件に於ては、都市裁判所は夫れ夫れ其場合に應して法律に基きて之を審理決定し有罪として處刑又は無罪として放免し判決を下たし之を記入し其判決を執行する權限を有す。

又都市裁判所を設置せる各市に於ては其都市裁判所は其市のある郡にて行はれたる一切の輕罪を管轄す。

第一四六三條（一九二九年五月改正）　各都市裁判所は其都市裁判所を設置せる市内にて犯されたる輕罪の刑事訴訟を專屬管轄す。但し少年審判所の管轄する事件は此限りに非らす。又各都市裁判所は其都市裁判所を設置せる郡内にて但し其都市裁判所を設置せる市外にて犯されたる輕罪の刑事訴訟を治安裁判所と競合管轄す。但し少年審判所の管轄する事件は此限りに非らす。

第一四六四條（一九二五年五月挿入）　特に反對の規定なき限り

州吏又は其都市裁判所のある郡の郡吏の逮捕に續ける其都市裁判所の處刑又は保釋保證金沒收によりて徵收せる罰金沒收物は悉く之を郡の一般基金に納め

其都市裁判所を設置せる市の市吏の逮捕に續ける其都市裁判所の處刑又は保釋保證金沒收によりて徵收せる罰金沒收物は悉く之を市の一般基金に納む可し。

斯る罰金沒收物及ひ保釋保證として供託せる金錢は其受取後なる可く早く之を郡出納官に供託す可し。郡出納官は少くとも毎月一回市に屬する一切の金錢罰金沒收物を其市の出納官に拂ふ可し。

都市裁判所又は其書記の供託せる金錢の全部又は一部を其裁判所の命令によつて又は他の理由の爲め

或人に返へす可き場合に於ては裁判所書記か正確なる要求書なりと認證せる要求書をとつて之を其人に支拂ふ可し。

保釋保證として供託せし金錢か其刑事訴訟の確定處分後一ヶ年以内に請求されざりしときは郡吏又は州吏か被告人を逮捕せる後其金錢を供託せし場合に於ては郡の一般基金に市吏か被告人を逮捕せる後其金錢を供託せし場合に於ては市の一般基金に之を繰入る可し。

第一四六三條（一九二九年六月改正）　特に法律を以て反對の規定を設けさる限り都市裁判所に於ける處刑又は保釋保證金沒收により徴收せる罰金沒收物は總へて之を其都市裁判所のある郡の郡出納吏に納付す可し。

斯る罰金沒收物及ひ保釋保證として供託せる金錢は其受取後なる可く早く之を郡出納官に供託す可し。

都市裁判所のある郡の郡出納官は

都市裁判所か輕罪に關する刑事管轄權の行使中要する維持費經理費の一部分を補償する爲め前月中徴收せる罰金沒收物の總額中より

都市裁判所刑事部か輕罪に關する刑事裁判權の行使中要する維持費經理費月額の七割五分に等しき

金額

を月々控除す可し。此費用は前年度中の平均月費に基きて郡檢査官之を計算す。但し將來設置する都市裁判所の場合に於ては其費用は月々之を計算し第一月後第一年度の終りに至る迄は設置後の平均月費に基きて之を計算す。第二年度及ひ以後に於ては前年度中の平均月費に基きて郡の檢査官之を計算す。前記控除金額及ひ

カリホルニア自轉車法違反に關する州吏又は郡吏の逮捕後都市裁判所にて徴收せる罰金沒收物は月々之を其郡の適當の基金に移す可し。

前記罰金沒收物の總額の殘額は都市裁判所書記の請求に基きて作成せる郡出納官の支拂命令書によつて少なくとも月一回都市裁判所を設置せる市の出納官に之を支拂ふ可し。

都市裁判所又は其書記の供託せる金錢にして裁判所の命令によつて又は他の理由の爲め其全部又は一部を或人に返す可きもの又は法律上州又は他の官衙に拂ふ可きものは都市裁判所書記の請求に基きて作成せる郡出納官の支拂命令書に基きて之を其人又は州又は其官衙に支拂ふ可し。

保釋保證として供託せし金錢か其刑事訴訟の確定處分後一ヶ年内若しくは裁判所か其供託金を或人に返却又は引渡す命令を作成せし後一ヶ年以内に請求されさりしときは前記方法にて之を其郡の一般基金に繰入る。其供託金は罰金沒收物の分配に關して前に規定せし方法にて市郡間に之を分配し且つ支

第二節　高等裁判所への上訴

第一四六六條　當事者は双方共、最高裁判所に上訴する場合と同樣の場合に且つ同樣の理由にて、治安又は警察裁判所の判決に對して郡の高等裁判所に上訴することを得。

第一四六六條（一九二五年五月改正）　當事者は双方共最高裁判所又は控訴院に上訴する場合と同樣の場合に且つ同樣の理由にて、都市裁判所の判決若しくは治安又は警察裁判所の判決に對して郡の高等裁判所に上訴することを得。

第一四六七條　上訴は

判決の下れる後十五日以内に上訴す可きこと、又は

上訴さるる命令か下れる後十日以内に上訴す可きこと

を除きては總へて本法第二編第九章に規定せる通りに之をなし之を審問し之を決定することを得。

第一四六七條（一九二五年五月改正）　上訴は

治安又は警察裁判所にて判決の下れる後又は都市裁判所にて判決を記入せる後十五日以内に上訴す可きこと、若しくは

上訴さるる命令か下れる後十日以内に、上訴通知書の差出によつて上訴す可きこと

を除きては總へて本法第二編第九章に規定せる通りに之をなし之を審問し之を決定することを得。

第一四六八條　治安又は警察裁判所の判決に對する高等裁判所への上訴は

抗告（譯者註、第二節第七節第五節參照）せる決定（治安又は警察裁判所の）を掲くる且つ治安判事又は警察判事の檢閲整正を經たる上述書（事件の上述書）に基きて之を審問す。其上述書は上訴通知の差出後十日以内に同裁判所（治又は警）にて之を受理檢閲整正す可し。

第一四六八條（一九二五年五月改正）　都市裁判所の判決若しくは治安又は警察裁判所の判決に對する高等裁判所への上訴は都市裁判所判事治安判事又は警察判事の檢閲整正せる上述書（事件の上述書）に基きて之を審問す。此上述書は當事者か上訴理由とせる點及び其上訴理由の說明に必要なるたけの證據を之に記載す可し。上述書は上訴者之を作成し裁判所に差出し且つ上訴通知書の差出後五日以内に其寫を對手人に送達す可し。被上訴人は寫の送達及ひ上述書差出後五日以内に其訂正書を差出すことを得。其場合に於ては其寫を上訴人に送達す可し。裁判所は

訂正書を差出せる場合に於ては其差出送達の時より五日以内に、若しくは

訂正書を差出さる場合に於ては上述書差出の時より十日以内に

之を檢閲整正す可し。裁判所か
其上述書は不正確又は不完全なり
と認むるときは之を訂正す可し。前記の通りに上述書を差出さす之を送達せさるときは上訴は何れの
目的に向つても無效なり。棄却されたるものと看なす可し。上訴されたる判決又は命令は恰かも上訴
のなかりしかの如く之を執行す可し。
第一四六八條a（一九二五年五月挿入）　反對の理由を示さざる限り上訴は
上訴の完成後六十日以內に、又は
其後裁判所の事務を許す限り早く
之を審問に付す可し。上記の通り之を審問に付せさるときは裁判所は申立によりて上訴の棄却を命す
可し。
第一四六九條　上訴の結果再審を許せるときは其再審は高等裁判所にて之を行ふ可し。
第一四六九條（一九二五年五月改正）　上訴に於ては高等裁判所は上述書に掲くる且つ上訴されたる判
決に關する一切の事項を再調し、判決後及ひ判決に伴ふ手續の全部又は一部を破毀確認又は變更し且
つ必要又は適當の節は再審を命することを得。
再審を許すときは

都市裁判所の判決に對する上訴の場合に於ては都市裁判所に於て
然らさる場合に於ては高等裁判所に於て
之をなす可し。
第一四七〇條（一九二三年五月改正）　上訴を棄却するか又は判決を確認するときは棄却命令又は確認判決
の寫を郡の執行官に託して下級裁判所に送付す可し。下級裁判所は其判決を執行する手續をなすことを得。

第十二章　刑事上の性質を有する特別手續

第一節　人身保護令狀（Writ of Habeas Corpus）

第一四七三條　何等かの口實の下に不法に監禁され又は其自由を束縛されたる人は其監禁又は束縛の理由
を糺問する爲め人身保護令狀を求むることを得。
第一四七四條　此令狀に關する申請は其人の救濟の爲め令狀を求むる其人自身又は其人の爲めに他の人の
署名せる願書を以て之をなす可し。且つ左の事を之に掲く可し。
一、其人の爲めに令狀を求むる其人か監禁され又は其自由を束縛され居ること、之を監禁又は束縛せ
る官吏又は人及ひ場所、當事者の名か悉く明かなれは之を掲け明かならされは其旨を掲けて

二、其監禁か違法なりと主張する場合に於ては如何なる點か違法なるかを願書に掲く可し。

三、申請者は宣誓又は誓言（affirmation）を以て願書を誓證す可し。

第一四七五條　人身保護令狀は憲法に規定せる方法にて之を許すことを得。裁判所（何れの裁判所たるを問はす）又は其判事か人身保護令狀を許し且つ其審問後被監禁者を引續き留置せる場合に於ては前令狀を發するとき實際存在せさりし或理由によらさる限り同一裁判所又は同樣の一般管轄權を有する他の裁判所若しくは同一裁判所又は同樣の一般管轄權を有する他の裁判所の判事は其監禁を解くことを得す。被監禁者か前令狀に關する願書に掲けさる又は前令狀の回答書か提出され審問か行はれたる時生せさりし法律問題を言張ることを望み且つ其前令狀は高等裁判所又は其判事の許に回答書を差出せるか又は差出す可きものたりし場合に於ては適當（管轄權を有する）の區控訴院又は其判事又は最高裁判所又は其判事以外のものは第二申請書又は他の申請書に基きて令狀を發することを得す。斯る場合に發せる人身保護令狀は其回答書を高等裁判所又は其判事の許に提出することを得す。高等裁判所又は其判事其取調に當ることを得す。又前令狀の回答書を區控訴院又は其判事の許に提出して同院又は同判事か其審問に當れるか若しくは同院又は同判事の許に提出す可かりし場合に於ては最高裁判所又は其判事以外のものは第二申請書又は他の申請書に基きて令狀を發することを得す。斯る場合に發せる人身保護令狀は其回答書を最高裁判所又は其判事の許に提出す可し。人身保護令狀に關する申請書は總へて誓證す可し。且つ申請書に掲くる同一の留置又は束縛に關して其以前に一回又は數回人身保護令狀を申請せることあるや否やを之に掲く可し。若し同一の留置又は束縛に關して其以前に一回又は數回人身保護令狀を申請せることあれは前申請書に關してなされたる一切の手續終局命令上訴等を後の申請書に簡單に掲く可し。人身保護令狀を申請する人か本州又は其行政區劃の裁判所の官吏若しくは本州又は其行政區劃の治安官吏に收監又は束縛さるる場合に於ては何れの場合に於ても令狀回答書を差出す可き時より少なく共二十四時前に之に關する申請書の寫を其人か收監又は束縛され居る郡の檢事正に送達す可し。斯る送達を要する場合に於ては斯る送達の證據なしにて人身保護令狀に關する申請書の審問をなすことを得す。

第一四七六條　人身保護令狀に關する願書を人身保護令狀を發する權限を有する裁判所又は判事の許に提出せる場合に於て、其裁判所又は判事か此令狀は發す可きものなりと認むるときは遲滯なく之を發す可し。願書を提出せる人又は其人の爲めに其願書か提出されたる其人か刑事被告人として留置され居り且つ其罪か保釋を許し得る犯罪の場合に於ては手續の決定する迄之に保釋を許すことを得。

第一四七七條　人身保護令狀は其人の爲めに願書か提出されたる其人を監置又は束縛せる人に向けて之を發す可し。且つ令狀に指定せる日令狀に指定せる場所に於て其令狀に關する取調をなす可き裁判所又は判事の許に被監置者又は被束縛者を連れ來たることを之に命す可し。

第一四七八條　執行官其他之を發する裁判所の補助官吏に宛てて人身保護令狀を發せる場合に於ては送達

の爲め他の令狀を渡すと同一方法にて書記之を遲滯なく其官吏に渡す可し。他の人に向けて之を發せる場合に於ては之を執行官に渡し執行官は遲滯なく其人に之を渡すことによつて之を送達す可し。令狀の宛名人か發見されざるか又は令狀を送達する官吏又は人の入ることを許さざるときは

宛名人の住所に之を留め置くこと、若しくは

其住宅又は當事者を監禁又は束縛せる場所の戸外の人目に付き易き所に之を添附すること

によつて之を送達することを得。

第一四七九條　人身保護令狀を宛てられたる人か送達後之に從ふことを拒絶するときは裁判所又は判事は之に關する宣誓文書を受取りたる上

直ちに其人を捕縛し裁判所又は判事の許に直ちに之を引致することを執行官又は檢屍官に命する執行官又は檢屍官に宛てたる其人に對する拘引狀(Attachment)

を發す可し。之を引致し來たるときは引致されたる人か適當の答をなすか又は合法的に釋放さるる迄之を其郡の郡獄に收容す可し。

第一四八〇條　人身保護令狀を送達されたる人は左のことを其回答書に平易且つ明瞭に記載す可し。

一、被送達者は當事者(其人の爲めに令狀か發せらるる其人)を監置し居るか居さるか之を束縛し居るか居さるか

二、之を監置又は束縛し居るときは如何なる理由を以て如何なる權限の下に之を監禁又は束縛し居るかを掲く可し。

三、令狀其他其權限を付與する文書に基きて當事者を留置せる場合に於ては其寫を回答書に添付す可し。回答書の取調の際其原本を提出して裁判所又は判事に示す可し。

四、令狀を送達されたる人か令狀を發せる日以前又は以後當事者を監置又は束縛し居たるも其後他人か之を監置又は束縛せる場合に於ては何月何日何處にて如何なる理由の爲め如何なる權限に基きて何人に之を移せるかを其回答書に一々記載す可し。

五、回答書は之を作成せる人之に署名す可し。且つ作成者か宣誓せる官吏にして其官吏の資格を以て此回答書を作成する場合に非らさる限り宣誓によつて之を誓證す可し。

第一四八一條　之を送達されたるときは次條に掲くる場合に非らさる限り令狀宛名人は令狀の指圖に從つて其監置又は束縛せる當事者を裁判所又は判事の許に押送す可し。

第一四八二條　裁判所又は判事の許に押送さる可き人か病氣又は病弱にて其押送か危險なる場合に於ては之を監禁せる人は其旨を回答書に掲け宣誓文書を以て之を誓證す可し。裁判所又は判事か其回答を眞實と認め且つ其回答は他の點に於て完全なるときは裁判所又は判事は其回答書に基きて之を決定し且つ恰かも其當事者を押送し來りしと同樣に之を處分するか若しくは當事者を押送し得る迄其取調を延期することを

得。

第一四八三條　人身保護令狀に關する回答を受けたる裁判所又は判事は回答後直ちに其回答及ひ審問考慮す可き他の事項を審問考慮す可し。

第一四八四條　回答書と共に裁判所又は判事の前に押送されたる當事者は回答書に掲くる主なる事實を否認又は論駁し若しくは完全ならさる事を指摘して異議を申立て若しくは其監禁留置か違法なるか又は釋放さる可き權利を有することを示す可き事實を主張することを得。然る後裁判所又は判事は略式の方法を以て、其監禁留置の當不當に關して提出さるる證據を取調らへ之に對して適當の處置を下たす可し。又證人呼出狀拘問狀を發して證人の出廷を要求强制し且つ其事件の完全公明なる審問決定に必要なる他の一切の行爲をなす完全なる權限を有す。

第一四八五條　斯る監禁束縛又は其繼續に關して合法的理由の示されさるときは其裁判所又は判事は其監禁束縛を解き當事者を釋放す可し。

第一四八六條　當事者を合法的に收監留置し得る期間か滿了せさる場合に於て、

一、其事件に對して專屬管轄權を有する合衆國裁判所又は判事の發せる令狀によつて、又は

二、刑事管轄權を有する管轄裁判所の終局判決若しくは其判決に基きて發せる令狀によつて

其當事者か收監され居ると認むるときは裁判所又は判事は其儘之を收監し置く可し。

第一四八七條　人身保護令狀に對する回答書によつて被收監者は本州裁判所若しくは其判事又は官吏の令狀によつて收監され居ると認むる場合に於て、左の場合の何れかに該當するときは其被收監者を釋放することを得。但し前條の制限に違反することを得す。

一、其裁判所又は官吏の管轄權を超えたる場合

二、收監か最初は合法的なりしも其後生せし或行爲、怠慢又は事變の爲め當事者は釋放さるる權利を生せし場合

三、令狀か法律に定むる或重要事項に關して欠點を有し之か爲め無效なる場合

四、令狀か書式に於ては欠くる所なきも法律上發す可らさる場合に發せる場合

五、之を收監せる人か法律上之を收監し得る人に非らさる場合

六、裁判所の命令又は判決若しくは法律の規定を以て收監狀を發する權限を附與せさりし場合

七、當事者か相當の理由なくして刑事事件にて收監されたる場合

第一四八八條　刑事被告人被疑者として治安判事の收監狀に基きて收監又は監置され居る人を收監狀紙面の單なる書式上の欠點の爲め釋放することを得す。

第一四八九條　裁判所又は判事か宣誓文書等によつて又は令狀收監狀其他訴訟手續上の文書を示めさるる

ことによつて

當事者か罪を犯せり、又は當事者を釋放す可らす

と認むるときは其裁判所又は判事は

假令求刑か缺點を有するとも其令狀收監狀に確然たる記載かなくとも

裁判所又は判事の許にて證言する爲め指定せる日出頭する樣告訴人又は他の必要なる證人を召喚せしむ可し。召喚訊問の上判事は正當合法と認むる所に從つて其當事者を釋放するか保釋に付し得る罪ならは保釋に付するか又は再ひ留置することを得。

第一四九〇條　人か保釋のなき爲め刑事事件に關して收監又は留置され居る場合に於ては其人は

願書に其旨を立證せる上、違法に監禁されたることの主張なしにて

保釋を與ふる爲めの人身保護令狀を受くる權利を有す。

第一四九一條　刑事被告人又は被疑者として收監されたる人を人身保護令狀によつて判事の許に押送せる場合に於て其罪か保釋に付し得可き罪なるときは判事は他の場合同樣其人より保釋保證書を取り之を管轄裁判所に差出すことを得。

第一四九二條　人身保護令狀の答と共に裁判所又は判事の許に押送されたる當事者か釋放さる可き資格を有せす且つ保釋は許し得るも之を保釋に付せさる場合に於ては

今迄其當事者を監置又は束縛し居し人か之を監置又は束縛する資格を有する限り

裁判所又は判事は其當事者を其人の許に引續き監置又は束縛せしむ可し。

第一四九三條　當事者か違法に束縛又は監置され居るか若しくは他の人か其當事者を束縛又は監置する權利を有する場合に於ては判事又は裁判所は法律上其當事者を束縛又は監置する資格を有する人の許に其當事者を束縛又は監置する樣命することを得。

第一四九四條　人身保護令狀の答と共に當事者を押送さる可き裁判所又は判事は人身保護令狀の答に對して判決を下たす迄郡執行官の許に其當事者を收容するか若しくは其年齡又は事情に適當せる監置收容に其當事者を付することを得。

第一四九五條　人身保護令狀は

何人の許に當事者か監禁又は束縛され居るか如何なる官吏又は人か之を留置し居るか、何れの裁判所又は判事の許に當事者を押送す可きかか之によりて明らかなる以上

書式の不備なるを理由として之に違反することを得す。

第一四九六條　人身保護令狀に關する裁判所又は判事の命令によつて釋放されたる人を同一の理由の爲め再ひ監禁束縛することを得す。但し左記の場合に於ては此限りに非らす。

一、其人か刑事事件にて收監されたる後一旦釋放され其後同一犯罪の爲め命令又は令狀によつて收監

さるる場合

二、刑事事件に關する證據の不充分又は令狀の不備の爲め一旦釋放されたる後同一犯罪に關する證據の充分なる爲め再ひ逮捕され完備せる令狀を以て逮捕さるる場合

第一四九七條　人身保護令狀を發する權限を法律によりて附與されたる裁判所又は判事か何人かか違法に監禁又は束縛され居れり且つ、人身保護令狀を實行する以前に、其人か人身保護令狀を申請されたる裁判所又は判事の管轄外に運はるるか若しくは回復す可らさる損害を蒙ると信す可き理由ある場合に於ては其裁判所又は判事は

其事實を揭け、且つ法律に從つて之を處分する爲め斯く監禁又は束縛されたる人を取り直ちに之を裁判所又は判事の許に押送することを命する、其郡の執行官檢屍官コンステーブルに宛てたる令狀を發せしむることを得。

第一四九八條　裁判所又は判事は違法の監禁束縛を加へしこと指摘されたる人を逮捕する命令を其令狀に挿入することを得。

第一四九九條　前記令狀を渡されたる官吏は其令狀に揭くる人を其令狀を發する樣指圖せし裁判所又は判事の許に引致することによつて之を執行す可し。

第一五〇〇條　前記の人(被監禁束縛者)を違法に監禁又は束縛せりと主張さるる人(監禁束縛者)を人身保護令狀の場合に於けると同樣其令狀に對して答をなすことを得。且つ人身保護令狀に對する答の場合と同樣之を否認し之に對して同樣の主張をなし證據を提出し審理を受くることを得。

第一五〇一條　前記の人(被監禁束縛者)か違法の監禁又は束縛を受け居るならは之を釋放す可し。然らさる場合に於ては其人を之を監護する資格を有する人の監護に戻す可し。

第一五〇二條　本節によりて權限を付與されたる各種令狀は如何なる日にても如何なる時間にても之を發し之を送達することを得。

第一五〇三條　本節の規定によつて權限を付與せる各種令狀證人呼出狀は裁判所書記之を發す可し。且つ證人呼出狀以外のものは其裁判所の所印を押捺す可し。且つ裁判所又は判事か之に答ふる日を特に指定せさる限り直ちに之を送達し直ちに之に答ふ可し。

第一五〇四條　判事の許に送達證書又は回答書を差出す可き各種令狀呼出狀の送達證書回答書は總へて之を郡廳所在地の判事の許に差出し其判事の許にて之を審問決定す可し。

第一五〇五條　適當の申請をなせるも判事か人身保護令狀に關する命令を下たすことを拒むか若しくは令狀を宛てられたる官吏又は人か其命令に從ふことを拒むときは之を拒めるものは五千弗以內の金額を被害者に拂ふ可し。其金額は其管轄權を有する裁判所に訴へて之を回收することを得。

第一五〇六條（一九二七年五月挿入）　人民は

死刑の判決を下せる刑事事件以外の、記錄裁判所にて起訴狀又は通告手續書を以て訴追せる一切の刑事事件の、有罪決定後被告人を釋放する、人身保護令狀の回答書に對して下せる高等裁判所の終局命令

に對して區控訴院に上訴することを得。死刑の判決を下せる刑事事件の場合に於ては最高裁判所に上訴することを得。

記錄裁判所にて起訴狀又は檢事正通告手續書によつて訴追されたる各刑事事件の被告人か有罪と決定せる後人身保護令狀に關する申請（其申請か上訴たると第一審たるとを問はす）か區控訴院にて審問決定されたる場合に於ては被告人も人民も最高裁判所に取調を申請することを得。此上訴及ひ最高裁判所への取調申請は Judicial Council にて定むる規則に從つて之をなす可し。人民か上訴するか若しくは區控訴院又は最高裁判所の何れかに取調を願ひ出つるときは

有罪の判決か終局判決たりし場合に於ては

上訴又は取調願出の確定する迄被告人の收監を解くことを得す。此場合に於て被告人か釋放されたるときは再ひ之を收監す可し。但し保釋を許し得る場合に於ては、裁判所の自由裁量を以て、上訴又は取調願出の確定する迄被告人に保釋を許すことを得。

第二節　檢屍官の檢屍及ひ檢屍官の義務

第一五一〇條　檢屍官か

人か殺された又は自殺した又は其死か他人の犯罪行爲によりて生したと疑ふ可き理由を有する如き狀態の下に突然死亡した

と告けらるる場合に於ては、檢屍官は屍體のある場所に行き若し葬られてあるならは之を掘り出させ且つ死因を調査する爲め直ちに死體のある場所に居る檢屍官の許に出頭する樣陪審に當る法定資格を有する人九名乃至十五名を呼出す可し。何人も檢屍官の自由裁量による以外に陪審義務を免除さるることを得す。死者に關係を有する人若しくは之を殺害せるものとして求刑され又は疑はれたる人を陪審員として呼出すことを得す。死者に對して好意又は惡意の偏頗を有せしと稱せらるる人を陪審員として呼出すことを得す。何人も陪審員に撰定され呼出されたる人を忌避することを得す。

第一五一〇條（一九二七年四月改正）　檢屍官か

人か殺された又は自殺した又は其死か他人の犯罪行爲によりて生したと疑ふ可き理由を有する可き狀態の下に突然死亡した

と告けらるる場合に於ては檢屍官は屍體のある場所に行き若し葬られてあるならは之を掘り出させ且

つ死因を調査する爲め直ちに
死體のある場所若しくは檢屍官か其自由裁量を以て又は檢事正の要求によつて指定せる郡内の他の便宜の場所にある檢屍官の許に出頭する樣陪審に當る法定資格を有する人九名乃至十五名を呼出す可し。何人も檢屍官の自由裁量による以外に陪審義務を免除さるゝことを得す。死者に關係を有する人若しくは之を殺害せるものとして求刑され又は疑はれたる人を陪審員として呼出すことを得す。死者に對して好意又は惡意の偏頗を有せしと稱せらるる人を陪審員として呼出すことを得す。何人も陪審員に撰定され呼出されたる人を忌避することを得す。

第一五一一條　陪審員の六人又は六人以上か出頭するときは、檢屍官は死者か何人たるか何時何處にて如何なる方法にて死せるか及ひ其死に伴ふ狀態を糺問し提出されたる證據又は屍體檢查より生する證據に基きて眞實の評決を下たす樣之を宣誓せしむ可し。

第一五一一條a　屍體の檢屍は裁判所にて之を棄却せさる限り唯一回之を檢屍す可し。同一の原因により殺され且つ同時に死せる數人の屍體に對しては唯一回の檢屍を行ふ可し。陪審員か死者の何人なるかを見誤れりと認むる場合に於て裁判所へ無照會にて他の檢屍を行ふことは檢屍官の任意なり。誤まれる檢屍に對しては其誤まれる品の覺書を記入す可し。

第一五一一條b　陪審員か檢屍官に宣誓し且つ其說示を受けたる後陪審員は死體を見之を取調ふる爲め檢屍官と一所に行く可し。陪審員は陪審員か屍體を見る迄檢屍手續をなすことを得す。陪審員は屍體を見たる後證人の證言を聞き如何なる評決を下たすかを評議する爲め便利の場所に退くことを得。官は必要の都度時々檢屍を延期することを得。

第一五一一條b（一九二七年四月改正）　陪審員か檢屍官に宣誓し且つ其說示を受けたる後檢屍官か之を必要と認め且つ之を命するときは陪審員は死體を見且つ之を取調ふる爲め檢屍官と一所に行く可し。檢屍官より命するときは陪審員は證人の證言を聞き如何なる評決を下たすかを評議する爲め檢屍官の指示せる便利の場所に退くことを得。

第一五一二條（一九二三年五月改正）　檢屍官は證人呼出狀を發し證人を直ちに又は指定の日指定の場所に呼出たすことを得。此證人呼出狀は相當能力を有する人ならは何人にても之を送達することを得。其件を知れりと陪審員又は其中の何人かの認める人々を證人として呼出し之を取調らふ可し。且つ屍體を檢查し又は解剖を行ふ爲め外科醫又は醫師を召喚し若しくは死者の胃又は組織を解剖し其死因に關する專門家としての鑑定を下たす爲め化學者を召喚することを得。檢屍官は必要の都度時々檢屍を延期することを得。

第一五一三條　檢屍官は治安判事の發せる證人呼出狀の場合と同樣の方法にて證人呼出狀を送達されたる證人の出頭證言を强制することを得。又治安判事の發せる證人呼出狀の場合と同樣の方法にて之に從はさ

るものを罰することを得。

第一五一三條（一九二七年五月改正）　呼出されたる陪審員か故意に且つ相當の理由なくして出頭せざるときは輕罪として十弗以下の罰金に處す。證人呼出狀を送達されたる證人か故意に且つ相當の理由なくして出頭證言せざるときは輕罪に處す。

第一五一四條　死體を檢査し證言を聞ける後陪審員は其評決を下たし且つ

死者か何人たるか何時何處にて如何なる方法にて死せるか若し殺されたとすれは又は他人の犯罪行爲によつて其死か生したとすれは其犯人は何人なるか

を掲くる其署名せる檢屍調書によりて之を認證す可し。

第一五一四條（一九二七年五月改正）　證言を聞ける後陪審員は其評決を下たし且つ

死者か何人たるか何時何處にて如何なる方法にて死せるか若し殺されたとすれは又は他人の犯罪行爲

を掲くる其署名せる檢屍調書によりて之を認證す可し。

第一五一四條a　陪審員か

謀殺又は故殺か行はれたと云ふ評決

を下たすときは、檢屍官は

大陪審員又はマジストレートの許に又は高等裁判所に出頭證言し且つ其マジストレート又は其高等裁判所の一切の命令に從ふ樣

人民側の證人に誓約せしむることを得。其誓約は文書を以てし誓約せるもの之に署名し檢屍官の定め高等裁判所判事の承認せる金額をカリホルニア州人民に支拂ふ樣作成す可し。若し證人か此誓約書に署名することを拒めるときは檢屍官はマジストレートか被告人を訊問する場合に於けると同樣此證人を收監する權限を有す。

第一五一五條　檢屍陪審員の許にて訊問せる證人の證言は檢屍官又は其指圖を受けたるもの之を文書に作成し檢屍調書誓約書と共に之を直ちに郡書記の事務所に差出す可し。

第一五一六條　犯人として求刑されたる人か檢屍調書差出前に逮捕されたる場合に於ては檢屍官は檢屍調書及ひ訊問調書を

犯人として求刑されたる人の引致さるるマジストレート

に渡たす可し。其マジストレートは其許にて作れる訊問調書顚末書と共に之を其郡の高等裁判所の書記役所に送付す可し。

第一五一七條　陪審員か

人か法律上正當の理由のなき事情の下に他人の爲めに殺されたり又は其死か他人の犯罪行爲によりて

生せり且つ犯人は檢屍によつて明かとなり且つ未た收監され居らず
と決定するときは檢屍官は犯人逮捕に必要なる一郡又は數郡に向つて其官名を書し且つ署名せる逮捕狀を
發す可し。

第一五一八條　檢屍官の逮捕狀は大要左の書式の通りたる可し。

……郡

カリホルニア州人民より本州の執行官コンステーブルマーシヤル又は警官に
余の許に於ける檢屍陪審員か本日ABかCDの犯罪行爲(檢屍調書に掲くる通り夫れ夫れ其場合に應
して)によつて死亡するに至れりと云ふ檢屍調書を作成せる故直ちに前記CDを逮捕し之を本郡の最
寄のマジストレートの許に引致することを汝に命す。

……年……月……日署名す

……郡檢屍官　E　F

第一五一九條　檢屍官の逮捕狀は何れの郡にても之を執行することを得。之を執行する官吏はマジストレ
ートの許に通告されたるものに對する逮捕狀の場合と万事同樣に之を執行す可し。但し他の郡にて執行す
る際其郡のマジストレートの裏書を要せす。

第一五二〇條　檢事正は犯罪か行はれたりと信す可き理由を有する場合に於ては檢屍官の行ふ檢屍に列席
す可き權利を有す。

第三節　捜索狀

第一五二三條　捜索狀は動産を捜索し之を其マジストレートの許に送付することを治安官吏に命する、治
安官吏に宛てたる、マジストレートの署名せる人民の名を用ゆる、文書を以てせる命令なり。

第一五二四條　左の理由の何れかに對して捜索狀を發することを得。

一、物を盜まれ又は橫領されたる場合。其場合に於ては其物を隱せる場所若しくは之を盜み又は橫領
せる人の手許若しくは之を所持せる人より捜索狀を以て之を押收することを得。

二、重罪を犯かす手段として之を用ゐたる場合。其場合に於ては其物を隱せる場所若しくは罪を犯か
す爲め之を用ゐたる人の手許若しくは之を所持せる人より捜索狀を以て之を押收することを得。

三、何人かか罪を犯かす手段に之を用ゆる意圖を以て之を所持するか若しくは之を隱くす爲め又は其
發見を妨く爲め其人より之を渡されたる他の人か之を所持する場合。其場合に於ては其人又は其占有
せる場所又は其管理に屬する場所若しくは之を渡されたる人の手許より捜索狀を以て之を押收するこ
とを得。

四。其所有者以外の人か其所有者より之を購入せす又は其所有者の同意を得すして且つ其所有者の目

を掠めて之を賣買し又は中味を再ひ詰める意圖を以て、捜索狀申請者又は其人の爲めに捜索狀か申請されたる其人の屈濟商標又は氏名を其上に印刷、銘刻、押捺、彫刻、蝕刻、鑄出其他附着又は顯示せる樽、桶、瓶、椀、壜、鑵、函其他包荷を所持せる場合。其場合に於ては其人又は其占有せる場所又は其管理に屬する場所若しくは之を渡されたる人の手許より捜索狀を以て之を押收することを得。

第一五二五條　捜索狀は人の氏名住所等を掲け且つ捜索す可き物及ひ捜索す可き所を掲くる宣誓文書を以て之を證せる相當の理由ある場合に非らされは之を發することを得す。

第一五二六條　マジストレートは捜索狀を發する際先す告訴者(申請者)及ひ其擧くる證人を宣誓せしめたる上之を訊問し訊問調書を作り供述者をして之に署名せしむ可し。

第一五二七條　訊問調書は申請の理由を證す可き事實又は斯る事實のあることを信せしむる相當の理由を之に掲く可し。

第一五二八條　然る後マジストレートか

申請理由の存在せること、又は、

其存在を信す可き相當理由のあること

を認むるときはマジストレートは

捜索狀に掲くる物を發見する爲め捜索狀に掲くる人又は所を直ちに捜索し發見せは之をマジストレートの許に送付することを其郡の治安官吏に命する其郡の治安官吏に宛てたる且つ其官名を書し其署名せる捜索狀

を發す可し。

第一五二九條　捜索狀は大要左の書式によることを要す。

……郡

カリホルニア州人民より……郡の執行官コンステーブル、マーシャル、又は警官に對して

本日……(宣誓文書を作れる人の名を掲けて)か余の許にて……(第一五二五條に基きて申請理由を掲ける。若し宣誓文書に明確なる記事のなきときは之を信す可き相當の理由のある旨を掲く……同一方法にて申請の理由を掲けて)ことを宣誓文書を以て證明せる故

……(相當細かく之を掲けて)を捜索する爲め日中(場合によりては第一五三三條の規定に從つて日中又は夜間何れにても)CDの身邊(又は……に在る家にて……夫れ夫れ其場合に應して捜索す可き場所を相當細かく掲くること)を直ちに捜索し且つ若し其物又は其物の一部を發見せは直ちに之を余の許(所を掲けて)に送付す可きことを汝に命す。

……年……月……日署名

治安判事(其場合に應して)　E　F

第一五三〇條　捜索狀は何れの場合に於ても之に揭くる官吏のみ之を執行することを得。他の人は之を執行することを得す。但し其官吏か現に目前にありて之を執行し居る際其官吏より命せられたるものか之を助くることは此限りに非らす。

第一五三一條　捜索狀を執行する官吏か其權限及ひ目的を告くるも屋内に入ることを拒絶さるるときは之を執行する爲め其家屋又は其家屋の一部の内側の戸又は外側の戸又は窓又は屋内の何物にても之を破りて其内に入ることを得。

第一五三二條　捜索狀を執行する人は

捜索を助くる爲め屋内に入れる人か之に監禁されたる場合に之を脫出せしむる爲め、又は

執行者自身監禁より脫出することを要する場合に

家屋の内側の戸又は外側の戸又は窓を破り開らくことを得。

第一五三三條　捜索す可き物を携帶し居る人又は捜索す可き物のある場所を判然と宣誓文書に記載せさる限り捜索は日中之を行ふ可き旨の文字を捜索狀に挿入す可し。之を携帶し居る人又は其物のある場所を判然と宣誓文書に記載せる場合に於ては日中又は夜間何れにても之を捜索し得る旨の文字を捜索狀に挿入することを得。

第一五三四條　捜索狀は之を發せる日より十日以内に之を執行し且つ之を發せるマジストレートに其結果を報告す可し。十日以内に之を執行せさるときは十日の經過と共に捜索狀は其效力を失ふ。

第一五三五條　捜索する官吏か捜索狀に基きて物を押收せる場合に於ては之を押收されたる又は之を所持し居たる人に其物（詳細に之を揭くること）の受取證を殘し置く可し。

第一五三六條　押收物をマジストレートに渡せるときは

其物か盜まれ又は横領されたる物なる場合若しくは本法第一五二四條第四項に揭くる理由に基きて發せる捜索狀によつて押收されたるものなる場合に於ては

マジストレートは第一四〇八條乃至第一四一三條（含みて）に規定せる通り之を處分す可し。其物か第一五二四條第二項第三項に揭くる理由に基きて發せる捜索狀によつて押收されたる場合に於ては之を留置し居り捜索手續をマジストレートより報告す可き裁判所又は其犯罪を審理す可き裁判所の命令の下たるを俟つて之に從ふ可し。

第一五三七條　捜索狀を執行せる官吏は直ちにマジストレートに捜索の結果を報告し且つ

公然作成せる若しくは押收物を所持せし人及ひ捜索狀申請者か若し其場所に居れは其人の目前に於て作成せる、且つ目錄の紙末に

此捜索狀を執行せる官吏たる余ＲＳは此捜索狀によつて余の押收せる物全部の眞正詳細の記事を前

記目錄に掲くることを宣誓す

と云ふマジストレートの許にて宣誓せる宣誓文句を附記して誓證せる押收物目錄書をマジストレートに渡す可し。

第一五三八條　其時若し求めらるるならは、マジストレートは目錄書の寫を其物を押收されたる人及ひ捜索狀申請者に渡す可し。

第一五三九條　捜索狀を發せる理由に關して爭ひを生せるときはマジストレートは之に關する證據調をなす可し。且つ各證人の證言を文書に作成し第八六九條に掲くる方法にて之を認證す可し。

第一五四〇條　押收されたる物か捜索狀に掲くる物と同しからす又は捜索狀を發せる理由の存在を信す可き相當理由なしと認むるときはマジストレートは之を押收されたる人に返さしむ可し。

第一五四一條　マジストレートは訊問調書捜索狀調書押收物目錄書を一所に綴り合はす可し。若しマジストレートか捜索狀を發せる犯罪を糺問する權限を有せさるときはマジストレートは直ちに捜索狀訊問調書調書目錄書を之を糺問する權限を有する裁判所の書記に差出す可し。

第一五四二條　重罪犯の被疑者被告人を其許に連れ來られたるマジストレートか

其人か兇器又は犯罪を行へる證據とし得る物を携帶し居る

と想像するときはマジストレートは其目前にて其身體捜索を命し其兇器又は其物を留置し置きマジストレートト自身又は被告人を審理する裁判所より命令の下たるを俟つて其通り之を處分することを得。

第四節　逃亡犯罪人に關する手續

第一五四七條　知事は一千弗を越へさる範圍に於て左のものの逮捕懸賞金を一般基金より提供することを得。

一、州獄より逃亡せる囚徒

二、死刑に處す可き罪を犯したる人又は其被疑者被告人

三、其時本州内の旅客運送又は團體客荷運送に從事せる乘合馬車滊車其他運輸機關に乘れる人若しくは其全部又は一部を監督せる人に對して强盜をなせる又はなさんとせる人の逮捕の場合

懸賞金は逮捕されたる人か有罪と決定せる後直ちに逮捕者に之を拂ふ可し。

第一五四八條　合衆國の何れかの州に於ける叛逆罪重罪其他犯罪の被疑者被告人か逃亡後本州に於て發見され其州の行政官憲より其罪を管轄する州に送くる爲め其引渡を要求するときは本州の知事は之を引渡す可し。

第一五四九條　マジストレートは本州にて發見されたる前記逃亡被疑者被告人の逮捕狀を發することを得。

第一五五〇條　前記逃亡被疑者被告人の逮捕收監に關する手續は

同人か犯罪を行ひし州に於ける同人に對する起訴狀其他裁判手續書の正本を證據とすること以外は總ての點に於て州内に於て罪を犯せし場合の被疑者被告人の逮捕收監に關して本法に規定せる手續と同一とす。

第一五五一條　訊問の結果被告人は其罪を犯せりと認むるときは、マジストレートは

其犯罪の行はれたる州の行政機關より引渡を要求せるとき本州行政機關の令狀の下に其逃亡人を逮捕し得る樣

其罪狀を詳記せる令狀を以て

次條に規定せる保釋保證を立てさる限り又は合法的に釋放さるる迄

マジストレートか相當と認むる令狀に揭くる期間中之を其郡に收監す可し。

第一五五二條　マジストレートは

保證書に指定せる日マジストレートの許に出頭すること及び本州知事か逮捕狀を發するときは逮捕を受くることを保證せる且つマジストレートか適當と認むる保證金額の、且つ充分なる保證を有する保釋保證書

を取れる上被逮捕者に保釋を許すことを得。

第一五五三條　前記被疑者被告人を逮捕するときはマジストレートは直ちに其旨を其郡の檢事正に通知す可し。

第一五五四條　檢事正は其後直ちに

被疑者被告人逮捕引渡に關する要求をなされ得る旨

を其犯罪を管轄する州の行政機關若しくは其州内にある市又は郡の裁判所の檢事又は監督判事に通知す可し。

第一五五五條　逮捕狀又は保釋保證書に揭くる期間の滿了前本州知事の逮捕狀に基きて逮捕されさる限り被逮捕者を釋放するか又は其保釋保證を解く可し。

第一五五六條　マジストレートは其なせる手續を其郡の高等裁判所に報告す可し。此報告に接せるときは高等裁判所は被疑者被告人を逮捕留置する理由を糺問す可し。被疑者被告人か收監され居るか又は其逮捕期間か經過せさりしときは之を釋放するか又は其保釋保證を取消すか又は引續き之を留置するか又は保釋保證書に揭くる期間内に出頭就縛する旨を保證せしめたる上再ひ其保釋を許すことを得。

第一五五七條（一九二三年六月改正）　本州の知事か合衆國憲法第四章第二條又は本州の法律によつて付與されたる權限を行使して

合衆國内の何れかの州又は外國にて發見逮捕されたる逃亡犯罪人を本州官憲に引渡す樣其州又は其外

國政府の行政官憲に要求せる
場合に於ては此逃亡犯罪人の送還に従事せし人の費用は州財政監督局に於て之を檢査し州金庫より之を支出す。

但し、送還されたる逃亡犯罪人を審訊又は審理に付せさりし場合に於ては州は送還に従事せし人の費用を負擔せす其費用は其引渡を請求せる郡の負擔とす。又高等裁判所又は其監督判事より

合衆國内の何れかの州又は外國政府の發見逮捕せる逃亡犯罪人の引渡を受くる爲めの、且つ郡檢事正又は市郡合併區檢事正の裏書せる令狀を發せる場合に於ては、郡檢査官は其逃亡犯罪人の送還に要する檢事正の見積り金額を逃亡犯罪人を送還する樣指定されたる人に支拂ふ可き旨の郡出納官宛の支拂命令書を作成し郡出納官は之を支拂ふ可し。送還に從事する人は其金額使途、場所、月日、受取人を掲くる受取證書を取らすして前記前渡し金額より其費用を支拂ふことを得す。

逃亡犯罪人送還の任に當れる人は

前記受取證書、及ひ

其受取證書に掲くる支出は其職務履行上必要の、支出なる旨を掲くる、其人の作成せる宣誓文書を夫れ夫れ其場合に應して郡檢査官又は州財政監督局に差出す可し。前記逃亡犯罪人の送還に從事せる前記の人の費用か檢事正の意見に基きて前貸せる金額より少なき各場合に於ては前記逃亡犯罪人の送還の任に當りし人は前記の通り差出せる受取證書の合計額と檢事正の意見に基きて前貸を受けたる金額との間の差額を郡出納官に返納す可し。

第一五五七條（一九二九年五月改正）　本州の知事か合衆國憲法第四章第二條又は本州の法律によつて付與されたる權限を行使して

合衆國内の何れかの州又は外國にて發見逮捕されたる逃亡犯罪人を本州官憲に引渡す樣其州又は其外國政府の行政官憲に要求せる場合に於ては此逃亡犯罪人の送還に從事せし人の費用は州財政監督局に於て之を檢査し州金庫より之を支出す。

但し送還されたる逃亡犯罪人を審訊又は審理に付せさりし場合に於ては州は送還に從事せし人の費用を負擔せす其費用は其引渡を請求せる郡の負擔とす。又

告訴狀（告發狀）の差出後、又は

大陪審員か起訴狀を決定し之を裁判所に提出し書記之を受理せる後

マジストレートか逮捕狀を發し、且つ被告人として之に掲けらるる人か

合衆國の何れかの州にて又は外國政府にて發見逮捕されたる逃亡被告人たる

場合に於ては郡檢査官は其逃亡犯罪人の送還に要する檢事正の見積り金額を逃亡犯罪人を送還する様指定されたる人に支拂ふ可き旨の郡出納官宛の支拂命令書を作成し郡出納官は之を支拂ふ可し。逃亡犯罪人送還の任に當れる人は其金額、使途、支拂場所支拂月日受取人を掲くる受取證書を取らすして前記前渡し金額より其費用を支拂ふことを得す。

逃亡犯罪人送還の任に當れる人は

前記受取證書及ひ

其受取證書に掲くる支出は其職務執行上必要の支出なる旨を掲くる、其人の作成せる宣誓文書

を夫れ夫れ其場合に應して郡檢査官又は州財政監督局に差出す可し。郡出納官か逃亡犯罪人送還の任に當る人に前記前貸をなし且つ其後州財政監督局か之を檢査せる場合に於ては州出納官は此前貸をなせる郡出納官に之を支拂ふ可し。

但し逃亡犯罪人送還に從事せる人に前貸をなさざりし場合に於ては其費消せる金額は州財政監督局檢査の場合に於ては州出納官より之を其人に支拂ふ可し。

前記逃亡犯罪人の送還に從事せる前記の人の費用か檢事正の意見に基きて前貸せる金額より少なき各場合に於ては前記逃亡犯罪人の送還の任に當りし人は前記の通り差出せる受取證書の合計額と檢事正の意見に基きて前貸を受けたる金額との間の差額を出納官に返納す可し。

第一五五八條　本州の官吏又は他の人は前條に掲くる要求を知事より得る爲めなせる勞務又は逃亡犯罪人の引渡し又は其返還(本州に)又は其留置に關して、前條に規定せる以外の何等報酬手數料を支拂はれ又は受取ることを得す。

第五節　刑事の性質を有する特別手續に關する雜則

第一五六二條　刑事の性質を有する特別手續を訴追する當事者を本法にては原告(Complaint)と稱し相手方を被告人(Defendant)と稱す。

第一五六三條　宣誓文書の件名題字に關する第一四〇一條の規定は前記手續に之を適用す。

第一五六四條　前記手續を訴追されたる裁判所及ひマジストレートは證人呼出狀を發し且つ刑事訴訟と同一方法にて之に從はさるものを罰することを得。

第十三章　州獄又は他郡の郡獄に收容中の人を裁判所に押送する手續

第一五六七條　州獄に拘禁され居る人を裁判所に押送すること又は郡獄に拘禁され居る人を他郡にて開廷

する裁判所に押送することを要する場合に於ては裁判所は之に關する命令を作成し作成されたる郡の執行官は之を執行することを得。

第十四章　罰金沒收物の處分

第一五七〇條　警察裁判所及び市治安裁判所以外の裁判所にて取立たる罰金沒收物は悉く之を其裁判所のある郡の郡出納官に納む可し。但し市令又は町令に違反せる爲め裁判所にて取立たる罰金沒收物は其市令又は町令の實施され居る市又は町の市出納官又は町出納官に納付す可し。又市にて其官吏の給料を拂へる警察裁判所又は市治安裁判所にて取立たる罰金沒收物は本法第一編第十五章第一節の規定に牴觸せさる限り其裁判所のある市の市出納官に之を納付す可し。

第一五七〇條（一九二七年四月改正）警察裁判所及ひ市治安裁判所及ひ第五級又は第六級の市又は町のレコーダー裁判所以外の裁判所にて取立たる罰金沒收物は悉く之を其裁判所のある郡の郡出納官に納む可し。但し市令又は町令に違反せる爲め裁判所にて取立たる罰金沒收物は其市令又は町令の實施され居る市又は町の市出納官に納付す可し。又市にて其官吏の給料を拂へる警察裁判所又は市治安裁判所又は第五級又は第六級の市又は町のレコーダー裁判所にて取立たる罰金沒收物は州法違反の場合たると市令違反の場合たるとを問はす本法第一編第十五章第一節の規定に牴觸せさる限り

其裁判所のある市の市出納官に之を納付す可し。但し其裁判所の判事か豫審判事として執務中取立たる沒收物は此限りに非らす。

第三編　州獄及ひ郡獄

第一章　州　獄

第一五七二條　本州の州獄はマリン郡にある且つ州獄に關する本州の法律に一致せる官吏を有せるサン、クェンチンの州獄及ひサクラメント郡にある且つ同樣の官吏同樣の組織を有するフヲルソンの州獄なり。此兩獄の財政は各自別個獨立のものなり。

第一五七三條　州知事は州獄を統轄處理する爲め上院の協贊を得て理事（Director）五人を任命す。理事は任命後十年間在職す。欠員の生する毎に之を任命す。理事の死亡又は辭任の場合に於ては知事は上院の協贊を得て其理事の未了期間中在職する爲め其後任を任命す。理事は任命通知書受取後十日以內に就任宣誓をなし之を辭令書に裏書し宣誓の副本を州書記官に提出す可し。

第一五七四條　理事會（Boards of Director 此譯文第一編第二編及ひ本編の一部に行刑局と譯せるものは皆此理事會のことなり）は理事の一人を毎年理事長に選擧す。理事長の職務は理事會を開ける際其議長となることと理事會を統轄する爲め時々規則を以て規定する他の職務を行ふことなり。理事會の書記は理事長

選擧の旨を文書を以て直ちに知事に通知す可し。

第一五七五條　理事か事務を處理するには三人を以て定足數とす。されとも理事三人又は三人以上の同意するに非らされは理事會の命令は效力を生せす。

第一五七六條　一、典獄書記以外の州獄の必要の官吏雇員を決定し別々に其職務を指定し其給料を決定し獄を統轄する規則を規定し必要の都度之を變更し官吏雇員に宿所を給するか又は其代りに金錢を支給することは理事の職務なり。但し緊急の場合に於ては典獄は會の次の會合迄效力を有す可き假規則を作くることを得。少なくとも理事三人か毎月一回必要の節は一回以上其選定せる時州獄を視察す可し。理事は官吏雇員の支給勞務費用に關する一切の請求及ひ州獄に對する他の一切の要求を檢查す。

二、職務上の一切の行爲を其日誌に記入し又は書記をして記入せしめ理事少なくとも三人之に署名することは理事の義務なり。

三、毎年十二月一日又は同日前州獄の狀態を掲くる報告書其收支に關する詳細の勘定書囚徒に關して必要便宜と認むる意見書を知事に提出することは理事の義務なり。

四、理事會は會の統轄に關してカリホルニア州の憲法法律と牴觸せさる規則を制定す可し。且つ其欲する毎に之を變更することを得。

五、理事會は桑港に事務所を設け秘書を雇ふ權限を有す。

第一五七六條（一九二九年四月改正）　一、典獄書記以外の必要の州獄官吏州獄雇員を決定し別々に其職務を指定し其給料を決定することは理事の職務なり。但し前記官吏前記雇員の給料は此改正後一九三〇年六月三十日（含みて）迄月百弗以下たることを得す。其後は月百弗以下たることを得す。又州獄を統轄する規則を規定し必要の都度之を改正變更し前記官吏前記雇員に宿所を給するか又は其代りに金錢を支給することは理事の職務なり。但し緊急の場合に於ては典獄は會の次の會合迄效力を有す可き假規則を作くることを得。少なくとも理事三人か毎月一回必要の節は一回以上其選定せる時州獄を視察す可し。理事は前記官吏雇員の支給勞務費用に關する一切の請求及ひ州獄に對する他の一切の要求を檢查す。

二、從前の通り

三、同　上

四、同　上

五、同　上

第一五七七條　理事會は本法實施後三十日以内に各州獄の典獄を任命す可し。典獄は法律及ひ理事會の規則を以て規定せる其職務を忠實に行ふ旨の宣誓又は誓言をなし之に署名す可し。且つ前記職務を忠實に行ふ旨の且つ完全なる資力を有する保證人二人又は二人以上を立てたる且つ保證金額二万五千弗の且つ理事

會知事及ひ州檢事總長の承認せる保證書を入る可し。各典獄は本條の規定に從つて任命せる日より四年間在職す。其報酬は刑法第一五八二條の規定に從て任命の時之を決定す。

第一五七八條　典獄は夫々其任命されたる州獄にて州の費用を以て用意せる家に住す可し。典獄は左の職務を有す。

(一)理事會の命令を以て設置せる配下の地位に適當の人を任命すること

(二)州獄及ひ其處理に關係を有する事項又は財產に於ける州の權利を保護するに必要の普通法上又は衡平法上の訴訟を理事會の命令及ひ指揮の下に州行刑局の名にて訴追すること

(三)州獄を統轄し其紀律を取締り且つ州獄に關する理事會の命令規定を實施すること。夫れ夫れ囚徒名簿を所持し之に各囚徒の氏名罪名刑期宣告を下せる郡及ひ裁判所の名出生年月出生地名教育の程度學校及ひ其制度容貌本州又は他州の州獄に拘禁されたる前科を有するや否や有せは何時如何にして釋放されたるやを之に記入すること

(四)每月二十日以前に刑期滿了せんとせる囚徒の名を知事に報告すること。其報告書に刑期禁錮されたる日報告日迄の刑期短縮總日數宣告されたる刑期の滿了する日を揭くること

(五)現行又は將來規定する理事會の規則に從つて囚徒に等級を付すること。各等級を容易に區別し得る樣に囚徒の衣服を作ること

(六)各州獄又は感化院の典獄は懲罰簿を所持し囚徒又は收容者を罰せるときは悉く之を記入すること。即ち罪名、違反されたる規定、懲罰の性質、其懲罰を命せる官吏の名、犯人を罰せる期間、其囚徒の健康狀態罰せる時間回數を記入すること。此帳簿は獄吏の一人之を保管すること

(七)理事會の規定せる他の職務を行ふこと

第一五七九條　知事は

囚徒の刑期より短縮日數を差引ける期間の滿了せるとき

其適要と認むる樣式にて且つ其自由裁量を以て公權を回復せしめて又はせしめすして

其囚徒の拘禁され居る州獄の典獄に宛てて其署名せる命令を以て其囚徒の釋放を命す可し。若し知事か其公權を回復せしめすして其囚徒の釋放を命せるときは知事は其自由裁量を以て其後何時にても其囚徒の公權を回復する追加命令を發することを得。

第一五八〇條　理事會は各州獄に書記一人を任命す可し。書記は其地位に關する宣誓をなし且つ會より命せられたる職務を忠實に行ふ旨の一万弗の保證金額の且つ會の滿足する保證人を有する保證書を州に入る可し。書記は任命後四年間在職す。書記は各自其任命されたる州獄の勘定簿を保管し居り一切の支出入を明瞭に之に記入す可し。又書記は時々理事會より之に命する他の職務を行ふ可し。

第一五八一條　典獄は州獄にて續行中の仕事の請負人又は其事務員代理人又は其仕事に直接間接に利害關

係を有する人を獄吏に任命することを得す。斯る人を州の爲めに州獄に雇入ることを得す。典獄はカリホルニア州の選擧權者に非らさる男子を州獄内又は州獄に關する官吏に任命することを得す。大酒の習慣を有する人を州獄の官吏に任命すること雇員として雇入ることを得す。一回にても不節制の飲酒をなすときは罷免の正當の理由となるものとす。典獄は斯る人を罷免する義務を有す。不都合の行爲あるか無能なるか又は職務を怠たるときは理事會は何時にても典獄及ひ書記を罷免することを得。典獄は何時にても任意他の官吏及ひ雇員を罷免することを得。

第一五八二條　典獄の俸給は刑法第一五七七條の規定に基きて之を任命するとき理事會之を決定す。其俸給は任期中之を變更することを得す。又理事會は其正當公平と認むる額の書記及ひ他の一切の官吏雇員の給料を決定す可し。

第一五八三條　理事會は一ヶ年以内の期間中州獄にて必要の食物衣服醫藥マクサ燃料其他供給品に關する請負契約を結ふ權限を有し且つ請負契約を結ふことを要す。其請負契約は請負物品の個々の種類に於ける善意の商人に之を制限す。理事會か契約せんと欲する物品に關する請負契約は入札價格か相當の價格にして且つ普通の市價より高からさる限り競爭入札の最低入札者に之を契約す可し。入札は落札せは入札者かに其入札條件にて請負契約を結ふ旨忠實に其義務を履行する旨を條件とせる且つ會の欲する金額の充分なる保證人を有する懲罰保證を立てたる會の命する保證書を之に添付す可し。州獄の吏員か契約に一致せさる者として或物品を突返すか又は供給を命せる時に請負人か其物品を供給せさるときは獄吏は同種類の物品を市場にて買ひ求め其價格を請負人に拂ふ可き請負價格より差引くか又は其代金を請負人に負擔せしむることを得。請負契約入札の期日場所條件は桑港市郡合併區にて印刷發行せる兩新聞紙サクラメント市及ひ供給す可き州獄のある郡にて印刷發行せる一新聞紙に少なく共引續き二週間之を廣告す可し。入札價格か不當に高價なるときは會は自由裁量を以て契約を結ふことを止め適當と認むる時期に適當と認むる新聞に再ひ之を廣告することを得。斯くして滿足す可き請負契約の結はるる迄新たに廣告をなすことを得。同時に會は正當公正と認むる申出をなせる人と請負契約を結ひ又は市場にて之を購入することを得。入札價格か品質をも考慮して同種類の物品の他の入札價格より高く之より少なき入札價格にて契約を結ひ得る場合に於ては之を落札し契約を結ふことを得す。同一物品に關する二又は二以上の入札價格か同一の場合に於ては會は万事を考慮の上其内州の爲め最良と認むるものを撰定するか又は請負契約を其適當正當と認むる通りに入札者間に分割することを得。會は總括せる請負契約を結ひ又は之を部門に分ち個々の物品に對して最低入札をなせる入札者と請負契約を結ふ權限を有す。會は嘗て契約を結ひたるも會の認むる所にては忠實に之を守らさりし人の入札を拒絶する權限を有す。

第一五八四條　サンクエンチン州獄の典獄の受取又は取立たる金錢は毎月一日州財政監督官の命する樣式にて之を州財政監督官に報告す可し。同時に州財政監督官の命令により

一八八五年三月九日裁可の法律及ひ其改正法律追加法律の規定に定むるJute Revolving Fundに拂ふに必要なる金額

を除ける金錢をサンクエンチン州獄基金として州金庫に納付す可し。フヲルソム州獄の典獄の受取又は取立たる金錢は毎月一日州財政監督官の命する様式にて之を州財政監督官に報告す可し。同時に

本章の規定に基きて釋放せる囚徒に拂ふ可き金錢及ひ費用を拂ふに必要なる金額を除ける金錢をフヲルソム州獄基金として州金庫に納付す可し。典獄は其費消せる金錢に對する受取證を取り州獄の當該官衙に之を保存し置く可し。前記用途以外に支拂ふ可き金額竝に典獄の手許に充分の金錢なかりし場合に前記用途に支拂ふ可き金額に關しては少くとも理事三人の署名せる小切手を州財政監督官に振出し州出納官は州獄基金に屬せる金錢又は州獄費に宛てたる金錢より之を支拂ふ可し。典獄の保留せる金額及ひ支拂へる總額は四半期毎に之を州財政監督官に報告し州財政監督官の帳簿に適當の記入をなす可し。

第一五八四條（一九二五年五月改正）　從來サンクエンチン州獄基金に繰入れたる金錢は州財政監督官の命せる様式にて少くとも毎月一回州財政監督官に之を報告す可し。同時に

一八八五年三月九日裁可法律及ひ其改正法律追加法律の規定に定むるJute Revolving Fund及ひ一九一五年六月十二日裁可法律に規定せるManufacturing Revolving Fundに拂ふに必要なる金額及ひ本章の規定に基きて釋放せる囚徒に拂ふ可き金錢及ひ費用を拂ふに必要なる金額を除ける金錢を一般基金として州金庫に納付す可し。フヲルソム州獄の典獄の受取又は取立たる金錢は毎月一日州財政監督官の命する様式にて之を州財政監督官に報告す可し。同時に

本章の規定に基きて釋放せる囚徒に拂ふ可き金錢及ひ費用を拂ふに必要なる金額を除ける金錢を一般基金として州金庫に納付す可し。典獄は其費消せる金錢に對する受取證を取り州獄の當該官衙に之を保存し置く可し。

前記用途以外に支拂ふ可き金額竝に典獄の手許に充分の金錢なかりし場合に前記用途に支拂ふ可き金額に關しては少くとも理事三人の署名せる小切手を州財政監督官に振出し州財政監督官は州出納官に支拂命令書を發し州出納官は州獄基金に屬せる金錢又は州獄費に宛てたる金錢より之を支拂ふ可し。典獄の保留せる金額及ひ支拂へる總額は四半期毎に之を州財政監督官に報告し州財政監督官の帳簿に適當の記入をなす可し。

第一五八五條　本章中に反對の規定なき限り州獄の收入は皆之を典獄に納む可し。典獄のみか之に向つて受取證を發し其責任を釋く權限を有す。金錢を典獄に納むるときは典獄は書記をして之を帳簿に記入せしめ

む可し。本章に規定せる通り金錢を州金庫に納むるときは典獄及ひ州出納官は其金額を州財政監督官に報告す可し。州出納官は其受取證を典獄に與ふ可し。典獄は其受取證を州財政監督官に差出す可し。典獄は毎月州金庫に納めたる金額を州財政監督官に報告す可し。又三ヶ月毎に其受取且つ支出せる金額を州財政監督官に報告す可し。其四半期間の報告は典獄及び理事少なく共三人之に署名す可し。

第一五八六條（一九二三年五月改正）　理事會は典獄及ひ典獄の必要と認むる熟練せる職工長の監督の下に州に必要の作業州にて用ゐる物品の製造又は法律によつて許せる物品の製造に既決囚を使用することを得。サンクエンチンにては女囚の作れる縫物は時々之を賣ることを得。前記縫物の賣却によりて得たる金錢は之を典獄に納め之を作れる女の預け金とす可し。其女の釋放の際之を其女に渡す可し。フヲルソムにては堤及ひ運河の竣成後黄麻製造用の建築物の建造を開始することを得。本條の規定を實施するに必要の器具機械材料を時々購入し熟練せる職工長を雇ひ且つ製造されたるも州にて不用なる物品を法律に規定せる方法にて現金にて賣る（競賣てなくて）權限を茲に理事會に付與す。

第一五八七條（一九二三年五月改正）　囚徒を扱ふには左の一般的規則を守る可し。

(一)各囚徒に蓑其他適當の材料を以て作れる寢床及ひ充分なる毛布の夜具を與へ特異の粗末堅固の衣服を與へ最も衞生に適する樣に種類を揃へたる充分の平易且つ衞生的の食物を與ふ可し。

(二)典獄の命令指揮によらさる限り如何なる懲罰も之に課す可らす。

(三)典獄は囚徒を州獄に引渡されたるとき之に關する金錢有價物の正確なる勘定簿を作る可し。其囚從か釋放さるるとき之に又は死亡せるときは其法定代理人に其金錢又は其賣得金を拂ふ可し。囚徒か釋放されさる儘死亡し法定代理人か五年以内に之を要求せさるときは之を州獄基金に納む可し。

(四)囚徒の義務を規定せる規則は印刷の上之を各檻房及ひ作業場に掲く可し。

(五)囚徒か出獄するときは其入獄當時其囚徒より受取り其後其囚徒か之を處分せさりし金錢及ひ行狀良好又は作業勤勉の爲め州より許されて自己の勘定にて其得たる又は何等かの理由により之に送られたる金錢を之に渡す可し。囚徒か現在の用を充たすたけの金錢を有せさるときは金五弗及ひ十弗以下の價格の衣類一揃及ひ宣告を下されたる土地に歸らんと欲するならは其場所迄又は之と同運賃の他の場所迄の最低線路による乘車乘船賃を之に與ふ可し。又囚徒か欲するならは其囚徒は釋放前三曆月間髮を苅り髯を剃ることを免るる權利を有す。獄吏か釋放されんとせる囚徒の名を何人にももらし又はもらすことを許すは不法なり。典獄及ひ斯る場合に典獄と共に之に當る樣理事會より指定されたる他の官吏か一囚徒か精神病者なりと認むるときは典獄及ひ其官吏は適當の取調をなし且つ依然其囚徒か精神病者なりと認むるときは典獄は其旨を州立精神病院の一の院長に通知し監護の爲め同病院に直ちに其囚徒を送る可し。刑期滿了後精神病囚徒か依然精神病院に居るときは全治退院迄之に止まることを之に許す可し。又通知書の寫及ひ其精神病囚徒に關する其後の處置に關する陳述書を理事會に送るこ

とは典獄の義務なり。前記精神病囚徒を受取り全治迄之を監護することは精神病院長の義務なり。之を受取りたる後其旨及び其氏名月日何處より何人の手より之を受取りたるかを理事會に通知することは精神病院長の義務なり。精神病囚徒か全治せりと院長か認むるときは直ちに之を理事會及び之を渡せし州獄の典獄に通知することは院長の義務なり。此通知に接するときは典獄は直ちに人を使はして其囚徒を州獄に引取る可し。入院中の期間は之を刑期の一部に計算す。刑期滿了の時精神病者たる囚徒を釋放するに先ち典獄は其旨を州獄所在地たる郡の高等裁判所判事に文書を以て通知す可し。此通知に接するときは同裁判所は同囚徒を同裁判所に押送することを同郡執行官に命する命令を直ちに作成し之を同郡執行官に渡す可し。其命令に接するときは之を執行し且つ直ちに之を其裁判所に報告することは其執行官の義務なり。其上にて其裁判所は醫員をして之を取調しめ發狂と認むるときは之を精神病院の一に拘禁することを命す可し。執行官は州獄に囚徒を移す場合と同一の報酬を受け且つ同一方法にて之を支拂はる。典獄より通知後判事か前記命令を發することを怠たるか又は執行官か本條に規定せる通りの押送をなさざるときは取調の爲め獄吏其他適當の人の監督の下に其囚徒を前記高等裁判所に送ることは典獄の義務なり。其費用は執行官の押送せる場合と同一方法にて州金庫より之を支出す。

第一五八七條（一九二九年四月改正）　金五弗を金十弗に更へたるのみにて他は一切從來の通り

第一五八八條　理事會は州獄に拘禁されたる健全なる各囚徒に刑期中每日獄則に規定せる時間の勞働を命す可し。本州の法律又は獄則に違反せす且つ忠實從順溫和に之に命せる義務を行ふ囚徒は從來法律を以て許せる刑期短縮の代はりに最初の二年間は各二ヶ月次の二年間は各四ヶ月殘りの刑期中每年各五ヶ月の刑期短縮を許さる。端數の刑期に對しては其割合の刑期短縮を許さる。刑期短縮の計算方法は左の表に示せる通りたる可し。

刑期年數	短縮數	短縮總數	短縮總數を許される場合の服役年月
第一年	二ヶ月	十ヶ月	
第二年	二ヶ月	四ヶ月	一年八ヶ月
第三年	四ヶ月	八ヶ月	二年四ヶ月
第四年	四ヶ月	一ヶ年	三年
第五年	五ヶ月	一年五月	三年七ヶ月
第六年	五ヶ月	一年十月	四年二ヶ月
第七年	五ヶ月	二年三月	四年九ヶ月
第八年	五ヶ月	二年八月	五年四ヶ月
第九年	五ヶ月	三年一月	五年十一月

以下此割合にて

各囚徒は不始末の行爲其他の理由の爲め刑期短縮を許さすと理事會にて決定せさる限り此輕減を許さるる權利を有す。但し囚徒か職工長官吏囚徒管理者又は人に暴行を加ふるか危害を加ふるか罪を犯すか又は獄則に違反するときは其以前の行狀良好によりて得たる又は將來得る刑期短縮の全部又は理事會か正當と認むる其一部を剝奪せらる。但し此剝奪は罪の證據に基き且つ犯人に通知の上理事會にて之を剝奪することを要す。暴力を用ゐ又は犯意を有せすして獄則に違反せる場合には之を剝奪することを得す。暴力を用ゐたるや否や犯意を有せしや否やは理事會のみか之を決定す。理事會は其適當と認むる理由に基きて一旦沒收せる刑期短縮を復活する權限を有す。

第一五八八條（一九二九年六月削除）

第一五八九條　合衆國官憲より州獄禁錮の宣告を受けたる罪人は之を審理せる裁判所の宣告に從て之を受取收容す可し。斯く拘禁されたる囚徒は本州の法律に基きて收容されたると全然同一の取扱を受く。州にて使用する爲め前記各囚徒の扶持費服代及ひ囚徒用金子月一弗宛を合衆國に負擔せしめ且つ之を受取る權限を典獄に付與す。如何なる官吏も前記囚徒の爲め他の負擔を課することを得す。

第一五九〇條　理事會は其撰擇を以て

州の最上利益と認むる條件にて州獄にて使用する瓦斯及ひ水の供給に關する請負契約を結ふか、又は」自から瓦斯を作り又は水を供給する權限を有す。又其自由裁量を以て請負契約なしにて又は請負契約を以て又は其他照明工事を作り又は作らしむる權限を有す。又理事會は之を廣告し又は請負はしむることなくして其必要と認むる建築物を立て又は之を變更改良し州獄費に宛てたる金錢又は其收入より之を拂ふ權限を有す。但し其費用五千弗以上の建築建造は知事書記官出納官又は其多數の同意を得たる後に非れは之をなすことを得す。理事會は釋放されたる又は釋放されんとせる囚徒に賞與として既に許可せる金額の外に十弗以內の金額を與ふる權限を有す。

第一五九一條　官吏又は雇員は理事會の規定せる報酬以外の報酬を直接又は間接に受くることを得す。請負人又は其代理人雇員の爲めになせる行爲又は勞務に對して直接又は間接に何等報酬を受くることを得す。本條の規定に違反せる州の官吏雇員は其職を免す。之に從事せる受負人又は其代理人雇員は州獄構內より之を放逐し請負人又は其代理人雇員として再ひ之に入ることを許さす。

第一五九二條　州の官吏又は雇員若しくは請負人又は其雇人は理事會の許可なくして囚徒に送り物をなし又は取引をなすことを得す。本條の規定に違反せる人は又は囚徒より何物かを受取り又は囚徒と物々交換又は第一五九一條に揭くると同一の刑罰に處す。州獄の官吏又は雇吏は州獄の爲めに何人かのなせる又はなす

權限を付與されたる請負契約又は賣買に直接又は間接に關係することを得す。

第一五九三條　州獄用の爲め行刑局年報五百部を毎年印刷す可し。書記は合衆國の各州獄に同年報一部宛を毎年送る可し。

第一五九四條　本章の官吏雇員の身元保證書は州書記官に預く可し。

第一五九五條　囚徒の使用さるる作業物又は建物の何れかか破損するか火事等にて損するときは知事檢事總長州書記官の承認を得て理事會の指揮の下に直ちに之を再築又は修繕することを得。其費用は法律にて之を支出せさるときは州金庫の任意の基金より之を支出す。

第一五九六條　理事會は州獄に拘禁され居る囚徒中行狀良好異常の刑期其他之を特赦す可しと認むる理由により特赦の上釋放す可しと認むるものの氏名を時々知事に報告す可し。

第一五九六條（一九二九年五月改正）　理事會は州獄に拘禁され居る囚徒中行狀良好異常の刑期其他之を特赦又は減刑す可しと認むる理由により之を減刑す可し又は特赦の上釋放す可しと認むるものの氏名を時々知事に報告す可し。

知事より命せるときは理事會は州獄に禁錮されたる人の假出獄の申請取調許可に關して其知れる又は所持せる現行報告書參考資料を悉く知事に送付す可し。其報告書參考資料は假出獄後の囚徒の行動及ひ假出獄後理事會の命令又は決定によれる其再收容其他處分に關するものを含むものとす。

本條の規定は其全部を嚴格に守る可し。

第二章　郡　獄

第一五九七條　本州の種々の郡の郡獄は夫れ夫れ其郡の執行官之を管理し且つ左の如く之を使用す。

(一)刑事事件の證人として其出廷を確保する爲め收容せる人の留置の爲め

(二)審理の爲め收容せる被疑者被告人を留置の爲め

(三)裁判所侮辱罪民事訴訟手續其他司法官憲の命令に基きて收容せる人を拘禁する爲め

(四)罪を犯して郡獄禁錮の宣告を受けたる人を拘禁する爲め

第一五九八條　各郡獄は左の階級の一に屬する人を他の階級の一に屬する人より隔離拘禁し得るたけの數の室を有す可し。

(一)刑事手續にて收容され審理の爲め之を留置する人

(二)既に有罪と決定し判決を受けて拘禁され居る人

(三)證人として又は民事訴訟手續の下に又は裁判所侮辱罪として罰する命令の下に留置され居る人

(四)男と女を隔離すること

第一五九九條　刑事手續にて收容され審理の爲め之を留置する人と既に有罪と決定し判決を受けたる人と

民事手續にて收容されたる人とを同室に置くことを得す。男囚と女囚(夫婦を除く)を同室に置くことを得す。

第一五九九條a(一九二三年五月挿入)　被逮捕人より劍其他動產を押收せるときは直ちに其受取證を被逮捕人に與ふることは之を收容せる市獄郡獄市合併區獄の机上書記其他當該官吏の義務なり。

第一六〇〇條　審理の爲め又は訊問の爲め又は判決宣告の上郡獄に收容せる人は合法的に之を釋放する迄郡獄に實際に之を拘禁す可し。合法的命令又は手續によらすして郡獄の外に勝手に出て行くことを許さるることも夫れは逃走なり。

第一六〇一條　執行官は

其囚徒か法律に從て釋放さるる迄合衆國官憲の發せる令狀召喚狀又は命令によつて郡獄に收容されたる囚徒を

恰かも本州官憲の發せる令狀召喚狀の下に收容せると同樣に、引取り郡獄に收容し置く可し。其囚徒の扶持は合衆國にて之を負擔す。

第一六〇二條　前條に規定せる囚徒を收容せる執行官は合衆國の法律に從て合衆國裁判所に於ける其囚徒の保管に關する責任を有す。

第一六〇三條　郡內に郡獄のなきか又は其郡獄か囚徒拘禁に不適當又は不安全となれる場合に於ては高等裁判所判事は郡書記に差出せる命令書を以て隣郡の郡獄を其郡の囚徒又は其內の何人かの拘禁所に指定することを得。且つ何時にても其命令を變更又は取消すことを得。

第一六〇四條　郡書記の認證せる任命書一通を指定されたる郡獄の執行官又は管理者に送達す可し。其執行官又は管理者は前條に基きて其郡獄に拘禁する權限を附與されたる囚徒を其郡獄に受取る可し。其執行官又は管理者は恰かも之を使用する郡の執行官たると同一方法同一範圍に於て被收容者の保管に關する責任を有す。且つ被收容者に關しては其執行官を之を使用する郡の執行官と看做す。

第一六〇五條　隣郡の郡獄を使用する旨を指定せる郡に郡獄の設置さるるか又は其郡獄か囚徒を拘禁するに適當安全となれるときは其郡の高等裁判所の判事は其郡書記に差出せる取消書を以て指定の必要の止めたる旨之を取消せる旨を宣言す可し。

第一六〇六條　郡書記は其郡の執行官に取消書の寫を送達す可し。茲に於て執行官は其郡の郡獄に囚徒を移す可し。

第一六〇七條　郡獄又は之に隣接せる建物か火災に罹り囚徒に危害を及ほす虞ある場合に於ては執行官又は郡獄吏は之を安全便利の場所に移し危險を避くることを要する間其所に之を拘禁す可し。

第一六〇七條(一九二七年四月改正)　郡獄又は之に隣接せる建物か火災に罹り囚徒に危害を及ほす虞ある場合に於ては執行官又は郡獄吏は之を安全便利の場所に移し危險を避くることを要する間其所に

之を拘禁す可し。

高等裁判所判事か執行官又は檢事正の宣誓文書及ひ口頭證言によりて郡獄に拘禁され居る囚徒か郡獄にて供給し得さる醫療を要すと認むるときは裁判所は自由裁量を以て其囚徒を其郡の郡立病院郡立病院なきときは裁判所の指定せる病院に移すことを命することを得。且つ其囚徒の監守に要する必要の番人を付することは執行官の義務なり。其費用は郡費とす。

第一六〇八條　傳染病か郡獄内又は郡獄附近に發生し其醫師か囚徒の健康に危害を及ほす虞ありと認むる場合に於ては郡の判事は指定書を以て郡内の安全便宜の場所又は隣郡の郡獄を其拘禁の場所に指定することを得。指定書は郡書記に差出し囚徒か安全に郡獄に還へる迄之を指定の場所又は郡獄に移して其所に拘禁する權限を執行官に附與す可し。

第一六〇九條　其監守せる囚徒に宛てたる司法手續上の文書か執行官又は郡獄吏に送達さるるときは其執行官又は郡獄吏は送達時日を之に記して直ちに之を其囚徒に渡す可し。之をなさざるときは其囚徒に對して之によりて生せる一切の損害に關する責任を有す。

第一六一〇條　執行官は必要の節は郡の判事市ならは市長の同意書を得て郡獄の保護囚徒の監守に關する臨時看守を雇ふことを得。其費用は郡費とす。

第一六一一條　執行官は管轄官憲の郡獄に收容せる人を受取り之に必要の食物衣服寢具を支給す可し。執行官は之に對して管理局の決定せる且つ次條に規定せる場合の外は郡金庫より支出さるる相當の報酬を許さる。

第一六一二條　民事訴訟又は民事訴訟手續上の令狀に基きて人を收容する場合に於ては

令狀を發することを要求せる當事者か金錢を供託して必要の衣食寢具費を拂ふことを保證せさる限り執行官は其人を受取る責任を有せす。又其費用を供託せる期間以上之を留置することを要せす。但し本州人民(People 即ち州其物)か其當事者たる場合は此限りに非らす。又本條は裁判所のマンデート、令狀呼出狀又は命令に違反せる刑罰として人を收容せる場合に之を適用せす。

第一六一三錢　郡管理局は郡の公共工事又は道路工事の勞働をなすことを

刑事訴訟又は刑事手續に於て下せる禁錮の判決に基きて郡獄に拘禁され居る人に

命令を以て命することを得。

第一六一三條(一九二九年六月改正)　郡管理局は郡の公共工事又は道路工事の勞働をなすことを

刑事訴訟又は刑事手續に於て下せる禁錮の確定判決に基きて郡獄に拘禁され居る人に

命令を以て命することを得。

本條に用ゐる「公共工事の勞働」と云ふ字句は郡獄又は前記の人の勞働の爲め郡の道路に設けたる「キャムプ」に於ける書記的僕婢的勞働を含む。

第一六一四條　前記命令を下せる管理局は前記勞働に關する規則を定め且つ之を實施することを得。且つ其自由裁量を以て管理局か適當と認むる特殊の囚衣を作ることを得。記錄によりて囚徒か規則を遵守せりと認め且つ監守獄吏か行狀良好なりと報告せる月毎に管理局の同意を得て刑期より五日を減す可し。

第一六一四條a（一九二九年四月改正挿入）　記錄によりて

刑事訴訟又は刑事手續に於て禁錮の判決を受け郡獄又は市獄に拘禁され居る囚徒か

郡假出獄係りの定むる前記囚徒の行狀に關する適當の規則を能く遵守せりと認め且つ

監守官吏より其行狀良好なりと報告せる月毎に

郡假出獄係りの同意を得て刑期より五日を減す可し。

第一六一五條　市衞生部郡衞生部郡管理局又は郡醫か公衆健康の保護上又は病氣の發生蔓延の豫防上又は既決囚徒の健康の保護又は改善上囚徒の散髮を必要と認むる旨の文書又は命令書を執行官其他郡獄市獄監督せる官吏に呈出し又は呈出せしむるときは執行官其他官吏は輕罪を犯し十五日以上の禁錮に處せられたる其監守せる人の頭髮を頭皮より一吋半の一樣の長さに切り又は切らしむ可し。

第一六一六條（一九一七年五月改正）　女囚か郡獄に拘禁され居り正規の女看守か任命されさる場合に於ては執行官は適當の女を女看守に任命す可し。女看守は直接女囚を監守す。其給料は郡の一般基金より之を支拂ふ可し。女囚は男囚と見ること話することの出來ぬ樣に之を監守す可し。男の獄吏か女

囚を監守せる女又は女看守を伴はすして女囚の檻房に入り又は女囚の身體を檢査することは不法なり。

第一六一七條（一九二五年五月挿入）　本法其他州の法律に囚徒を郡獄に拘禁する旨を規定せる場合に於ては其規定は市裁判所又は警察裁判所にて有罪の宣告を受けたる囚徒を其市の市獄に拘禁することを命するものと解釋す可し。又市獄に斯く拘禁する囚徒に關しては郡獄と市獄の名稱を取換ふ可し。市獄に斯く囚徒を拘禁する場合に於ては市は郡獄に囚徒を拘禁する場合に郡か有すると同一の責任を有す。

第一六一八條（一九二九年五月挿入）　之に拘禁する總べての人を監護する爲め年々平均二百五十人以上の人を絕えす拘禁する郡獄又は市獄に開業醫一人を置く。此醫師は郡又は市郡合併區の執行官之を指定し且つ郡獄又は市郡合併區獄の場合に於ては郡又は市郡合併區にて他の給料を拂ふ基金より市獄の場合に於ては市にて市の一般基金より其報酬を支拂ふ。但し囚徒は其醫師の監護を辭し自己の費用を以て他の醫師の監護を受くることを得。執行官か前記醫師を指定せさるか又は指定することを怠たるときは輕罪として五百弗以下の罰金又は六ヶ月以下の禁錮又は双方に處す。

一九二九年末現行カリホルニア州刑法（後編）　終

司法資料表題

號數	年月	
第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査（賭博編）
第二號	〃 一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	〃 一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	〃 一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	〃 一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	〃 一一、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	〃 一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	〃 一一、六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	〃 一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	〃 一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	〃 一一、九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正一一、一〇	英佛ノ辯護士法制	
第一三號	〃 一一、一一	獨逸ノ辯護士法制	
第一四號	〃 一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告	
第一五號	〃 一二、一	辯護士倫理	
第一六號	〃 一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書	
第一七號	〃 一二、三	英國監獄制度	
第一八號	〃 一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文	
第一九號	〃 一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書	
第二〇號	〃 一二、五	市加古少年裁判所ノ研究	
第二一號	〃 一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論	
第二二號	〃 一二、六	（附）統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案	
第二三號	〃 一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況	
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法（附）丁抹ノ社會政策的立法概觀	

第二四號	大正一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集	
第二五號	〃 一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制（附）調停制度概觀	
第二六號	〃 一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度（附）英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況	
第二七號	〃 一二、八	短期自由刑論	
第二八號	〃 一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集	
第二九號	〃 一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制	
第三〇號	〃 一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書	
第三一號	〃 一二、一〇	獨逸國少年裁判所法	
第三二號	〃 一二、一一	司法制度改良論	
第三三號	〃 一二、一一	獨逸新經濟法	
第三四號	〃 一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（佛、伊、伯、蘭國之部）	
第三五號	〃 一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（瑞國及瑞西之部）	

第三六號	大正一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（丁抹、瑞典、諾威之部）
第三七號	〃　一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	〃　一三、二	佛國借家借地法
第三九號	〃　一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（英國、加奈陀之部）
第四〇號	〃　一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	〃　一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例（南亞之部）
第四二號	〃　一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法令（濠洲之部）
第四三號	〃　一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法令（米國之部）
第四四號	〃　一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	〃　一三、五	英國裁判所構成論（一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關）
第四六號	〃　一三、六	英國裁判所構成論（二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位）
第四七號		瑞西國辯護士法

第四八號	大正一三、七	露西亞事情
第四九號	〃　一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	〃　一三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	〃　一三、八	英國裁判所構成論（三、下級裁判所ノ部　其一、治安裁判所）
第五二號	〃　一三、九	英國裁判所構成論（四、下級裁判所ノ部　其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織）
第五三號	〃　一三、九	英國裁判所構成論（五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限）
第五四號	〃　一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	〃　一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	〃　一三、一一	英國裁判所構成論（六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織）
第五七號	〃　一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論（附）佛國勞働法正文

第五八號	大正一三、一二	米國少年裁判法	
第五九號	〃　一三、一二	英國裁判所構成論（七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織（附）裁判所相互ノ關係）	
第六〇號	〃　一四、一	不定期刑ノ言渡制度	
第六一號	〃　一四、一	改善不能性犯人ノ處遇	
第六二號	〃　一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄	
第六三號	〃　一四、二	北米合衆國裁判制度（一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度）	
第六四號	〃　一四、三	獨逸國後見制度（前編）	
第六五號	〃　一四、三	獨逸國後見制度（後編）	
第六六號	〃　一四、四	刑ノ執行猶豫制度	
第六七號	〃　一四、四	假釋放	
第六八號	〃　一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期制度ニ關スル會議議事錄	

第六九號	大正一四、五	諸國刑法草案	
第七〇號	〃　一四、六	英國司法警察論	
第七一號	〃　一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	
第七二號	〃　一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第一編）	
第七三號	〃　一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書（附）金山檢事宇野判事視察報告書	
第七四號	〃　一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	
第七五號	〃　一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第二編）	
第七六號	〃　一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄（附）秋山檢事鈴木判事視察報告書	
第七七號	〃　一四、九	刑罰ニ關スル制度（其一）	
第七八號	〃　一四、一〇	佛蘭西の政治組織（現代佛蘭西の政治、行政及ひ司法制度の概觀）	
第七九號	〃　一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書（總則編）	
第八〇號	〃　一四、一二	刑罰に關する制度（其二）	

第八一號	大正一五、一	〃	北米合衆國の刑事裁判（其一）
第八二號	〃 一五、二	〃	北米合衆國裁判制度（二、カリホルニア州ノ裁判制度）
第八三號	〃 一五、三	〃	北米合衆國の刑事裁判（其二）
第八四號	〃 一五、四	〃	一九二五年獨逸刑法草案竝に理由書（各論篇）
第八五號	〃 一五、五	〃	陪審制度視察報告書集（附）ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	〃 一五、五	〃	刑罰に關する制度（其三）
第八七號	〃 一五、六	〃	正義と貧民（其一）
第八八號	〃 一五、七	〃	正義と貧民（其二）
第八九號	〃 一五、七	〃	刑罰に關する制度（其四）
第九〇號	〃 一五、八	〃	刑罰に關する制度（其五）
第九一號	〃 一五、八	〃	英國に於ける警察裁判所
第九二號	〃 一五、九	〃	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務（第三篇）
第九三號	〃 一五、九	〃	刑罰に關する制度（其六）
第九四號	〃 一五、一〇	〃	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷（其一）

第九五號	大正一五、一〇	〃	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	〃 一五、一一	〃	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	〃 一五、一一	〃	佛國裁判制度（其一）
第九八號	〃 一五、一二	〃	佛國裁判制度（地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限）
第九九號	〃 一五、一二	〃	國際行刑會議報告書集（一）
第一〇〇號	昭和 二、一	〃	國際行刑會議報告書集（二）
第一〇一號	〃 二、一	〃	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論（其一）
第一〇二號	〃 二、二	〃	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論（其二）
第一〇三號	〃 二、二	〃	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷（其二）
第一〇四號	〃 二、三	〃	司法に關する法制
第一〇五號	〃 二、三	〃	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務（第四篇）
第一〇六號	〃 二、四	〃	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務（第五篇）

第一〇七號	昭和 二、四	保安處分	
第一〇八號	〃 二、五	陪審裁判所に於ける發問（總則篇）	
第一〇九號	〃 二、五	陪審裁判所に於ける發問（各論篇）	
第一一〇號	〃 二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判（英國著名裁判 其一）	
第一一一號	〃 二、六	單獨判官と司法官制	
第一一二號	〃 二、七	國際行刑會議報告書集（三）	
第一一三號	〃 二、七	國際行刑會議報告書集（四）	
第一一四號	〃 二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察	
第一一五號	〃 二、八	チエッコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書（總則篇）	
第一一六號	〃 二、九	米國の勞働法制（上）	
第一一七號	〃 二、九	米國の勞働法制（下）	
第一一八號	〃 二、一〇	刑法草案集（瑞西一九一八年案、墺一九二二年案、伊一九	

第一一九號	昭和 二、一〇	チエッコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書（各論篇）	
第一二〇號	〃 二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例	
第一二一號	〃 二、一一	賭博に關する調査	
第一二二號	〃 二、一二	佛國の檢察制度	
第一二三號	〃 二、一二	フレデリツク・バイウオーターズ及エデイス・トムソン事件の陪審公判	
第一二四號	〃 三、一	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書（總則篇）	
第一二五號	〃 三、二	大逆罪に關する比較法制資料	
第一二六號	〃 三、三	一九二七年獨逸刑法草案竝に理由書（各論篇）	
第一二七號	〃 三、四	刑法改正に關する比較法制資料（前篇）	
第一二八號	〃 三、五	刑法改正に關する比較法制資料（後篇）	
第一二九號	〃 三、六	佛國裁判所の構成に關する法令	

第一三〇號	昭和	三、	七	米國裁判所の組織及ひ訴訟手續
第一三一號	〃	三、	九	ソヴイエット露西亞の法制（前篇）
第一三二號	〃	三、	一〇	ソヴイエット露西亞の法制（後篇）
第一三三號	〃	三、	一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇
第一三四號	〃	三、	一一	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	〃	三、	一二	治安判事論
第一三六號	〃	四、	一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	〃	四、	二	刑の量定（前篇）
第一三八號	〃	四、	三	刑の量定（後篇）
第一三九號	〃	四、	四	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	〃	四、	五	陪審裁判手續に關する問（前篇）
第一四一號	〃	四、	六	陪審裁判手續に關する問（後篇）
第一四二號	〃	四、	七	德川禁令考後聚（第一帙）

第一四三號	昭和	四、	八	獨逸司法制度（前篇）
第一四四號	〃	四、	九	獨逸司法制度（後篇）
第一四五號	〃	四、	一〇	ソヴイエット露西亞民法（前篇）
第一四六號	〃	四、	一一	ソヴイエット露西亞民法（後篇）
第一四七號	〃	四、	一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	〃	五、	一	ソヴイエット露西亞刑法
第一四九號	〃	五、	二	ソヴイエット露西亞裁判所構成法 ソヴイエット露西亞刑事訴訟法 行刑法
第一五〇號	〃	五、	三	英、米、獨、佛の手形法及小切手法
第一五一號	〃	五、	四	德川禁令考後聚（第二帙）
第一五二號	〃	五、	五	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	〃	五、	六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃	五、	七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一五五號	〃	五、	八	獨逸刑法及行刑法施行法草案理由書

第一五六號	昭和五、九	國際行刑會議報告書集 五	
第一五七號	〃 五、一〇	國際行刑會議報告書集 六	
第一五八號	〃 五、一一	國際行刑會議報告書集 七	
第一五九號	〃 五、一二	德川禁令考後聚（第三帙）	
第一六〇號	〃 六、一	少年保護司指針	
第一六一號	〃 六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡竝に假釋放に關する調査	
第一六二號	〃 六、五	一九二九年末現行カリホルニア州刑法（前篇）	

チキナK28